

# ゆうパック・ゆうパケット・ゆうメールご利用案内

(2025年11月1日現在)

## 【目次】

1 一般ゆうパック	2
2 重量ゆうパック	7
3 ゴルフゆうパック	10
4 スキーゆうパック	13
5 空港ゆうパック	16
6 点字ゆうパック・聴覚障害者用ゆうパック	21
7 ゆうパケット	23
8 ゆうメール	25
9 心身障害者用ゆうメール	27
10 速達	29
11 セキュリティサービス	30
12 書留	31
13 特定記録	33
14 配達日指定	34
15 代金引換	35
16 代金引換まとめ送金	38
17 チルドゆうパック	41
18 受取人払・着払	43
19 あて名変更及び取戻し	46
20 別納	47
21 後納	49
22 計器別納	53
23 荷物の配達等	56
24 損害賠償	59

# 一般ゆうパック

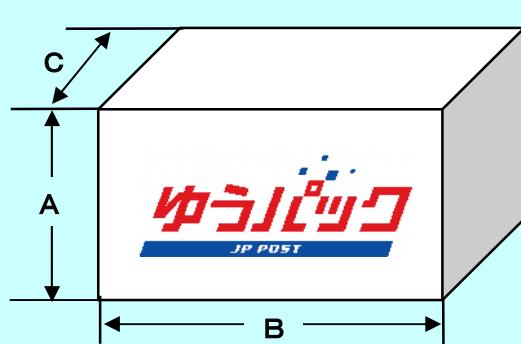
## ○ 特徴

持込割引等の各種割引や不在時の転送サービス、当日中の再配達、配達時間帯希望サービスなど、「お得・便利」を満載しました。

## ○ ご利用の条件

- (1) 大きさは、長さ・幅・厚さの合計が1.7m以下。 (※1)
  - (2) 重さは25kg以下。 (※1)
  - (3) 信書以外の物を内容とするものに限ります。ただし、内容物に関する簡単なあいさつ状、請求書等の無封の添え状や送り状は同封することができます。
  - (4) ゆうパックラベルをご利用ください。
  - (5) 次に掲げるものを内容とするものは航空以外の輸送手段によって送達します。 (※2)
    - ① 航空法その他の法令又は官公署の命令、規則若しくは要求によって輸送を禁止若しくは制限されたもの。
    - ② 航空会社において引受けを制限しているもの。
- (※1) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき各パソコンメーカーが自主回収する家庭用廃棄パソコンのうち、廃棄パソコン自体の長さ、幅及び厚さの合計が1.7m以下のものであって、包装することにより(1)の制限を超えるものについても、取扱上支障がないように包装等された場合にはお取扱いします。
- (※2) 航空以外の輸送手段によって送達する場合には、ゆうパック約款（荷物の引渡しを行う日等）に規定する引渡予定日によらずに送達します。

### ■大きさと重量の制限



$A + B + C = 1.7\text{m} \text{以下}$   
重さ 25kg 以下

## ○ 運賃の支払方法

---

運賃は、現金又は郵便切手でお支払いいただけるほか、後納又は着払とすることができます。

## ○ 便利なサービス

---

### ■配達日希望サービス

差出しの際、配達日（原則として、配達予定日から起算して10日以内の日）をご希望いただければ、そのご希望の日に配達します。

### ■配達時間帯希望サービス

差出しの際、配達時間帯（午前、12:00頃～14:00頃、14:00頃～16:00頃、16:00頃～18:00頃、18:00頃～20:00頃、19:00頃～21:00頃のいずれか）をご希望いただければ、そのご希望の時間帯に配達します。また、再配達の際にも同様の時間帯からお選びいただけます。

### ■不在時の転送サービス

ご不在のために配達することができなかったゆうパックは、荷受人さまのお申出により、希望する場所に転送します。

### ■当日中の再配達

昼間帯にご不在のために配達することができなかったゆうパックは、荷受人さまからの再配達のお申出により当日21時頃までに再配達します。

ただし、お申出いただいた時間又はお住まいの地域により、翌日以降に再配達する場合があります。

### ■追跡システム

あて名ラベルに記載されているお問い合わせ番号により、配達状況を速やかにお知らせします。また、パソコンやweb閲覧可能な携帯電話からは、インターネット「日本郵便株式会社Webサイト（<https://www.post.japanpost.jp>）」で配達状況を直接調べることができます。さらに、パソコンからお申込みいただければ、e-mailで配達完了をお知らせすることもできます。その他、法人のお客さまを対象に追跡データの提供サービスも実施しています。

### ■取扱注意シール

「こわれもの」用シール、「なまもの」用シール、「ビン類」用シール、「逆さま厳禁」用シールをご用意しています。なお、「こわれもの」はセキュリティサービスとすることを、「なまもの」はチルドゆうパックとすることをお勧めします。

### ■損害賠償

万一、大切なゆうパックが壊れたり、なくなったりした場合には、原則として30万円までの実損額（※）を賠償します。それよりも高価なものを送るときは、セキュリティサービスとすることをお勧めします。この場合、差出しの際のお申出額（損害要償額）を限度とする実損額を賠償します。

（※）遅延の場合は、運賃等の範囲内で実損額を賠償します。

### ■集荷サービス

個数の多寡にかかわらず、集荷に伺います。平日はもちろん、日曜休日等でも16:00まで（郵便局により12:00までなど異なる場合があります。）に電話等でご依頼ください。

## ■ 日数表

お出しになるゆうパックが、お届け先にいつ届くかを調べることができます。郵便局におたずねください。また「日本郵便株式会社Webサイト (<https://www.post.japanpost.jp>)」でも調べることができます。

詳しいサービス内容につきましては、お近くの郵便局へおたずねください。また、「日本郵便株式会社Webサイト (<https://www.post.japanpost.jp>)」でも調べることができます。

## ○ 基本運賃表

地帯 サイズ	県内あ て	第1地 帯あて	第2地 帯あて	第3地 帯あて	第4地 帯あて	第5地 帯あて	第6地 帯あて	第7地 帯あて	第8地 帯あて	第9地 帯あて	第10地 帯あて	第11地 帯あて
60サイズ	820円	880円	990円	1,150円	1,410円	1,590円	1,740円	1,100円	1,340円	1,450円	1,600円	1,750円
80サイズ	1,130円	1,200円	1,310円	1,440円	1,710円	1,890円	2,040円	1,450円	1,690円	1,810円	1,970円	2,050円
100サイズ	1,450円	1,500円	1,620円	1,780円	2,020円	2,190円	2,350円	1,810円	2,030円	2,160円	2,320円	2,380円
120サイズ	1,770円	1,830円	1,940円	2,080円	2,340円	2,500円	2,650円	2,130円	2,370円	2,490円	2,630円	2,680円
140サイズ	2,120円	2,170円	2,300円	2,440円	2,680円	2,850円	3,010円	2,510円	2,730円	2,860円	3,010円	3,060円
160サイズ	2,450円	2,500円	2,610円	2,750円	3,010円	3,170円	3,330円	2,820円	3,060円	3,180円	3,330円	3,380円
170サイズ	3,000円	3,070円	3,750円	3,890円	4,140円	4,860円	5,030円	3,970円	4,200円	4,350円	5,040円	5,090円

※ 「県内あて」とは、同一の都道府県内のみにおいて引受け及び引渡しを行うものをいいます。  
以下同じとします。

## ○ サイズ区分

区分	3辺計
60サイズ	60cmまで
80サイズ	80cmまで
100サイズ	100cmまで
120サイズ	120cmまで
140サイズ	140cmまで
160サイズ	160cmまで
170サイズ	170cmまで

## ○ 運賃割引

(1) 持込割引……………1個につき120円割引いたします。

※ 郵便局又はゆうパック取扱所にお持ち込みください。

(2) 複数口割引……………1個につき60円割引いたします。

※ あて先が同一の一般ゆうパックを同時に2個以上差し出してください。

※ 重量ゆうパックと組み合わせることはできません。

※ 着払とするものは、割引の対象となりません。

※ 持込割引は同時に適用しますが、同一あて先割引は同時に適用しません。

(3) 同一あて先割引………1個につき60円割引いたします。

※ 1年以内に発送された一般ゆうパックラベル又は重量ゆうパックラベルのご依頼主控を添えて差し出してください。

※ 着払とするものは、割引の対象となりません。

※ 持込割引は同時に適用しますが、複数口割引は同時に適用しません。

#### ■割引額

種別	金額
(1) 持込割引	120円／個
(2) 複数口割引	60円／個
(3) 同一あて先割引	60円／個

### ○ 包装用品

---

#### ■箱タイプ

	大きさ (cm)	料金
60サイズ	18.5×26.0×15.5	100円
80サイズ	26.5×35.0×18.5	140円
100サイズ	33.5×44.0×22.5	220円
120サイズ	35.0×50.5×34.5	380円

#### ■袋タイプ

	大きさ (cm)	料金
小	8×26×45	100円
大	16×32×44	230円

#### ■その他

品名	料金
ゴルフバッグカバー	680円
スノーボードカバー	760円
スキー板用カバー	500円
キャスター対応カバー	330円
ボストンバッグカバー（大）	290円
ボストンバッグカバー（中）	190円
クッション封筒（大）	100円
クッション封筒（小）	81円
箱（三角）	130円
酒箱（一升瓶1本用）	240円

酒箱（一升瓶2本用）	370円
ワイン箱（1本用）	190円
ワイン箱（2本用）	290円

## ○ ゆうパックの地帯表

エリア	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
（各エリ アに属す る都道府 県）	北海道	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	新潟県 長野県	富山県 石川県 福井県	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	滋賀県 京都府 大阪府	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 高知県	徳島県 香川県 愛媛県 山口県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	沖縄県
北海道	—	3	4	4	5	5	6	6	6	6	11
東北	3	1	1	1	2	2	3	4	4	6	11
関東	4	1	1	1	1	1	2	3	3	4	9
信越	4	1	1	1	1	1	2	3	3	4	10
北陸	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	10
東海	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	9
近畿	6	3	2	2	1	1	1	1	1	2	9
中国	6	4	3	3	2	2	1	1	1	1	8
四国	6	4	3	3	2	2	1	1	1	2	9
九州	6	6	4	4	3	3	2	1	2	1	7
沖縄	11	11	9	10	10	9	9	8	9	7	—

備考 数字は、荷物を左欄に掲げるエリア内から上欄に掲げるエリア内にあてて差し出す場合（同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び引渡しを行う場合を除きます。）の地帯の区別を表し、1は第1地帯を、2は第2地帯を、3は第3地帯を、4は第4地帯を、5は第5地帯を、6は第6地帯を、7は第7地帯を、8は第8地帯を、9は第9地帯を、10は第10地帯を、11は第11地帯を示します。

# 重量ゆうパック

## ○ 特徴

お米等の25kgを超える荷物でも、持込割引等の各種割引、不在時の転送サービス、当日中の再配達、配達時間帯希望サービスなど、お得・便利を満載しました。

## ○ ご利用の条件

(1) 大きさは、長さ・幅・厚さの合計が1.7m以下。 (※1)

(2) 重さは25kg超30kg以下。 (※1)

ただし、外装を含めた総重量が30kgを超過する荷物であっても、内容品の重量が30kg以下であることが明らかな場合については、その外装が送達上支障がなく軽量な場合に限りご利用いただけます。

(3) 信書以外の物を内容とするものに限ります。ただし、内容物に関する簡単なあいさつ状、請求書等の無封の添え状や送り状は同封することができます。

(4) ゆうパックラベルをご利用ください。重量ゆうパック専用の宛名ラベルはありません。

(5) 次に掲げるものを内容とするものは航空以外の輸送手段によって送達します。 (※2)

① 航空法その他の法令又は官公署の命令、規則若しくは要求によって輸送を禁止若しくは制限されたもの。

② 航空会社において引受けを制限しているもの。

(6) ひもやテープ等を用いて複数の荷物を束ねている荷物は、ご利用できません。

(7) 郵便局以外のゆうパック取扱所ではご利用できません。

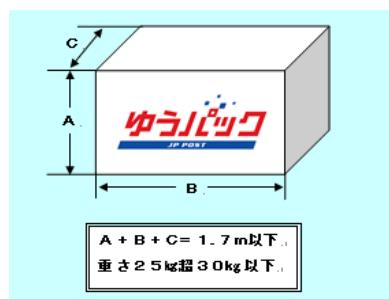
(8) おおむね一般のゆうパックの送達速度+1日程度でお届けします。お届け先が遠方の場合、離島の場合など一部地域の場合はさらに数日を要する場合があります。

(9) セキュリティサービス及び保冷のお取扱いはできません。

(※1) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき各パソコンメーカーが自主回収する家庭用廃棄パソコンのうち、廃棄パソコン自体の長さ、幅及び厚さの合計が1.7m以下、かつ、その重量が30kg以下のものであって、包装することにより(1)又は(2)の制限を超えるものについても、取扱上支障がないように包装等された場合にはお取扱いします。

(※2) 航空以外の輸送手段によって送達する場合には、ゆうパック約款(荷物の引渡しを行う日等)に規定する引渡し予定日によらずに送達します。

## ■大きさと重量の制限



## ○ 基本運賃表

地帯 サイズ	県内あ て	第1地 帯あて	第2地 帯あて	第3地 帯あて	第4地 帯あて	第5地 帯あて	第6地 帯あて	第7地 帯あて	第8地 帯あて	第9地 帯あて	第10地 帯あて	第11地 帯あて
60サイズ	1,380円	1,440円	1,550円	1,710円	1,970円	2,150円	2,300円	1,660円	1,900円	2,010円	2,160円	2,310円
80サイズ	1,690円	1,760円	1,870円	2,000円	2,270円	2,450円	2,600円	2,010円	2,250円	2,370円	2,530円	2,610円
100サイズ	2,010円	2,060円	2,180円	2,340円	2,580円	2,750円	2,910円	2,370円	2,590円	2,720円	2,880円	2,940円
120サイズ	2,330円	2,390円	2,500円	2,640円	2,900円	3,060円	3,210円	2,690円	2,930円	3,050円	3,190円	3,240円
140サイズ	2,680円	2,730円	2,860円	3,000円	3,240円	3,410円	3,570円	3,070円	3,290円	3,420円	3,570円	3,620円
160サイズ	3,010円	3,060円	3,170円	3,310円	3,570円	3,730円	3,890円	3,380円	3,620円	3,740円	3,890円	3,940円
170サイズ	3,560円	3,630円	4,310円	4,450円	4,700円	5,420円	5,590円	4,530円	4,760円	4,910円	5,600円	5,650円

## ○ サイズ区分

区分	3辺計
60サイズ	60cmまで
80サイズ	80cmまで
100サイズ	100cmまで
120サイズ	120cmまで
140サイズ	140cmまで
160サイズ	160cmまで
170サイズ	170cmまで

## ○ 運賃割引

(1) 持込割引……………1個につき120円割引いたします。

※ 郵便局にお持ち込みください。

※ ゆうパック取扱所に持ち込むことはできません。

(2) 複数口割引……………1個につき60円割引いたします。

※ あて先が同一の重量ゆうパックを同時に2個以上差し出してください。

※ 一般ゆうパックと組み合わせることはできません。

※ 着払とするものは、割引の対象となりません。

※ 持込割引は同時に適用しますが、同一あて先割引は同時に適用しません。

(3) 同一あて先割引……………1個につき60円割引いたします。

※ 1年以内に発送された一般ゆうパックラベル又は重量ゆうパックラベルのご依頼主控を添えて差し出してください。

※ 着払とするものは、割引の対象となりません。

※ 持込割引は同時に適用しますが、複数口割引は同時に適用しません。

■割引額

種別	金額
(1) 持込割引	120円／個
(2) 複数口割引	60円／個
(3) 同一あて先割引	60円／個

○ 重量ゆうパックの地帯表

エリア	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
(各エリ アに属す る都道府 県)	北海道	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	新潟県 長野県	富山県 石川県 福井県	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	沖縄県
北海道	—	3	4	4	5	5	6	6	6	6	11
東北	3	1	1	1	2	2	3	4	4	6	11
関東	4	1	1	1	1	1	2	3	3	4	9
信越	4	1	1	1	1	1	2	3	3	4	10
北陸	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	10
東海	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	9
近畿	6	3	2	2	1	1	1	1	1	2	9
中国	6	4	3	3	2	2	1	1	1	1	8
四国	6	4	3	3	2	2	1	1	1	2	9
九州	6	6	4	4	3	3	2	1	2	1	7
沖縄	11	11	9	10	10	9	9	8	9	7	—

備考 数字は、荷物を左欄に掲げるエリア内から上欄に掲げるエリア内にあてて差し出す場合（同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び引渡しを行う場合を除きます。）の地帯の区別を表し、1は第1地帯を、2は第2地帯を、3は第3地帯を、4は第4地帯を、5は第5地帯を、6は第6地帯を、7は第7地帯を、8は第8地帯を、9は第9地帯を、10は第10地帯を、11は第11地帯を示します。

# ゴルフゆうパック

## ○ 特徴

ゴルフ用具を内容とするものご使用日の前日までにゴルフ場等にお届けします。

## ○ ご利用の条件

- (1) プレー日の前日から逆算して10日以内の日に差し出してください。
- (2) 内容品が容易に確認できるように包装してください。
- (3) 長さは1.5m以下。
- (4) 重量が30kgを超える、又は長さ、幅及び厚さの合計が1.7mを超えるものは、持ち運びができるようひも等で適切に縛ることその他の差出郵便局が必要と認める措置を講じてください。
- (5) 専用ラベル（片道用と往復用があります。）に使用予定年月日その他差出郵便局が指示する事項を明瞭に記載してください。
- (6) セキュリティサービス、代金引換及び保冷のお取扱いはできません。
- (7) 着払とすることはできません。
- (8) 当社が指定する方法により交付することを承諾していただきます。

## ○ 運賃表

地帯 サイズ	県内あ て	第1地 帶あて	第2地 帶あて	第3地 帶あて	第4地 帶あて	第5地 帶あて	第6地 帶あて	第7地 帶あて	第8地 帶あて	第9地 帶あて	第10地 帶あて	第11地 帶あて
60サイズ	820円	880円	990円	1,150円	1,410円	1,590円	1,740円	1,100円	1,340円	1,450円	1,600円	1,750円
80サイズ	1,130円	1,200円	1,310円	1,440円	1,710円	1,890円	2,040円	1,450円	1,690円	1,810円	1,970円	2,050円
100サイズ	1,450円	1,500円	1,620円	1,780円	2,020円	2,190円	2,350円	1,810円	2,030円	2,160円	2,320円	2,380円
120サイズ	1,770円	1,830円	1,940円	2,080円	2,340円	2,500円	2,650円	2,130円	2,370円	2,490円	2,630円	2,680円
120サイズ超	2,120円	2,170円	2,300円	2,440円	2,680円	2,850円	3,010円	2,510円	2,730円	2,860円	3,010円	3,060円

## ○ サイズ区分

区分	3辺計
60サイズ	60cmまで
80サイズ	80cmまで
100サイズ	100cmまで
120サイズ	120cmまで
120サイズ超	120cmを超えるもの

## ○ 運賃割引

---

(1) 持込割引…………1個につき120円割引いたします。

※ 郵便局又はゆうパック取扱所にお持ち込みください。

(2) 往復割引…………往復でご利用の場合は、復路運賃から120円割引いたします。

※ 荷受人さまに配達され、又は交付されたゴルフゆうパック（以下この(2)において「往路ゆうパック」といいます。）の内容品を再びゴルフゆうパック（荷送人さまの氏名及び住所又は居所をあて名とするものに限ります。以下この(2)において「復路ゆうパック」といいます。）として差し出させていただきます。

※ 往路ゆうパックの差出しの際、復路ゆうパックを差し出すことを約していただきます。

※ 復路ゆうパックは往路ゆうパックの交付又は配達をした郵便局に差し出してください。

※ 復路ゆうパックと往路ゆうパックのサイズ及び地帯の区別が同一であるものに限ります。

※ 切手ちょう付又は別納としていただきます。

※ 往路ゆうパックの差出しの日から1か月以内に差し出してください。

### ■割引額

種別	金額
(1) 持込割引	120円／個
(2) 往復割引	120円／個

## ○ ゴルフゆうパックの地帯表

エリア	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
(各エリアに属する都道府県)	北海道	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	新潟県 長野県	富山県 石川県 福井県	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	沖縄県
北海道	—	3	4	4	5	5	6	6	6	6	11
東北	3	1	1	1	2	2	3	4	4	6	11
関東	4	1	1	1	1	1	2	3	3	4	9
信越	4	1	1	1	1	1	2	3	3	4	10
北陸	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	10
東海	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	9
近畿	6	3	2	2	1	1	1	1	1	2	9
中国	6	4	3	3	2	2	1	1	1	1	8
四国	6	4	3	3	2	2	1	1	1	2	9
九州	6	6	4	4	3	3	2	1	2	1	7
沖縄	11	11	9	10	10	9	9	8	9	7	—

備考 数字は、荷物を左欄に掲げるエリア内から上欄に掲げるエリア内にあてて差し出す場合（同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び引渡しを行う場合を除きます。）の地帯の区別を表し、1は第1地帯を、2は第2地帯を、3は第3地帯を、4は第4地帯を、5は第5地帯を、6は第6地帯を、7は第7地帯を、8は第8地帯を、9は第9地帯を、10は第10地帯を、11は第11地帯を示します。

# スキー ゆうパック

## ○ 特徴

スキー用具を内容とするものご使用日の前日までにスキー場のホテル等にお届けします。

## ○ ご利用の条件

- (1) プレー日の前日から逆算して10日以内の日に差し出してください。
- (2) 内容品が容易に確認できるように包装してください。
- (3) 長さは2. 1m以下。
- (4) 重量が30kgを超える、又は長さ、幅及び厚さの合計が1.7mを超えるものは、持ち運びができるよう、ひも等で適切に縛ることその他の差出郵便局が必要と認める措置を講じてください。
- (5) 専用ラベル（片道用と往復用があります。）に使用予定年月日その他差出郵便局が指示する事項を明瞭に記載してください。
- (6) セキュリティサービス、代金引換及び保冷のお取扱いはできません。
- (7) 着払とすることはできません。
- (8) 当社が指定する方法により交付することを承諾していただきます。

## ○ 運賃表

地帯 サイズ	県内あ て	第1地 帶あて	第2地 帶あて	第3地 帶あて	第4地 帶あて	第5地 帶あて	第6地 帶あて	第7地 帶あて	第8地 帶あて	第9地 帶あて	第10地 帶あて	第11地 帶あて
60サイズ	820円	880円	990円	1,150円	1,410円	1,590円	1,740円	1,100円	1,340円	1,450円	1,600円	1,750円
80サイズ	1,130円	1,200円	1,310円	1,440円	1,710円	1,890円	2,040円	1,450円	1,690円	1,810円	1,970円	2,050円
100サイズ	1,450円	1,500円	1,620円	1,780円	2,020円	2,190円	2,350円	1,810円	2,030円	2,160円	2,320円	2,380円
120サイズ	1,770円	1,830円	1,940円	2,080円	2,340円	2,500円	2,650円	2,130円	2,370円	2,490円	2,630円	2,680円
140サイズ	2,120円	2,170円	2,300円	2,440円	2,680円	2,850円	3,010円	2,510円	2,730円	2,860円	3,010円	3,060円
140サイズ超	2,450円	2,500円	2,610円	2,750円	3,010円	3,170円	3,330円	2,820円	3,060円	3,180円	3,330円	3,380円

## ○ サイズ区分

---

区分	3辺計
60サイズ	60cmまで
80サイズ	80cmまで
100サイズ	100cmまで
120サイズ	120cmまで
140サイズ	140cmまで
140サイズ超	140cmを超えるもの

## ○ 運賃割引

---

(1) 持込割引………1個につき120円割引いたします。

※ 郵便局又はゆうパック取扱所にお持ち込みください。

(2) 往復割引………往復でご利用の場合は、復路運賃から120円割引いたします。

※ 荷受人さまに配達され、又は交付されたスキーゅうパック（以下この(2)において「往路ゆうパック」といいます。）の内容品を再びスキーゅうパック（荷送人さまの氏名及び住所又は居所をあて名とするものに限ります。以下この(2)において「復路ゆうパック」といいます。）として差し出させていただきます。

※ 往路ゆうパックの差出しの際、復路ゆうパックを差し出すことを約していただきます。

※ 復路ゆうパックは往路ゆうパックの交付又は配達をした郵便局に差し出してください。

※ 復路ゆうパックと往路ゆうパックのサイズ及び地帯の区別が同一であるものに限ります。

※ 切手ちょう付又は別納としていただきます。

※ 往路ゆうパックの差出しの日から1か月以内に差し出してください。

### ■割引額

種別	金額
(1) 持込割引	120円／個
(2) 往復割引	120円／個

## ○ スキーゅうパックの地帯表

エリア	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
(各エリアに属する都道府県)	北海道	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	新潟県 長野県	富山県 石川県 福井県	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	沖縄県
北海道	—	3	4	4	5	5	6	6	6	6	11
東北	3	1	1	1	2	2	3	4	4	6	11
関東	4	1	1	1	1	1	2	3	3	4	9
信越	4	1	1	1	1	1	2	3	3	4	10
北陸	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	10
東海	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	9
近畿	6	3	2	2	1	1	1	1	1	2	9
中国	6	4	3	3	2	2	1	1	1	1	8
四国	6	4	3	3	2	2	1	1	1	2	9
九州	6	6	4	4	3	3	2	1	2	1	7
沖縄	11	11	9	10	10	9	9	8	9	7	—

備考 数字は、荷物を左欄に掲げるエリア内から上欄に掲げるエリア内にあてて差し出す場合（同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び引渡しを行う場合を除きます。）の地帯の区別を表し、1は第1地帯を、2は第2地帯を、3は第3地帯を、4は第4地帯を、5は第5地帯を、6は第6地帯を、7は第7地帯を、8は第8地帯を、9は第9地帯を、10は第10地帯を、11は第11地帯を示します。

# 空港ゆうパック

## ○ 特徴

旅行かばん、ゴルフ用具又はスキー用具を内容とするものを搭乗日に空港内の指定カウンターでお渡しします。

## ○ ご利用の条件

- (1) 当社の指定した空港内の指定カウンター（「空港ゆうパックの取扱空港一覧」に掲げるカウンターとします。）に留め置くもの又はその指定カウンターに差し出されたものに限ります。
- (2) 搭乗日の前日から逆算して10日以内の日に差し出してください。
- (3) 内容品が容易に認定できるように包装してください。
- (4) 長さは1.5m以下。  
ただし、内容品がスキー板、スキーザック又はこれらに類するものの場合は、2.1m以下。
- (5) 重量が30kgを超える、又は長さ、幅及び厚さの合計が1.7mを超えるものは、持ち運びができるようひも等で適切に縛ることその他の差出郵便局が必要と認める措置を講じてください。
- (6) 専用ラベル（片道用と往復用があります。）に空港名、指定カウンターナー名、搭乗便、搭乗日時等を明瞭に記載してください。
- (7) セキュリティサービス、代金引換及び保冷のお取扱いはできません。
- (8) 着払とすることはできません。
- (9) 当社が指定する方法により交付することを承諾していただきます。

## ○ 運賃表

地帯 サイズ	県内あ て	第1地 帶あて	第2地 帶あて	第3地 帶あて	第4地 帶あて	第5地 帶あて	第6地 帶あて	第7地 帶あて	第8地 帶あて	第9地 帶あて	第10地 帶あて	第11地 帶あて
60サイズ	1,620円	1,680円	1,790円	1,950円	2,210円	2,390円	2,540円	1,900円	2,140円	2,250円	2,400円	2,550円
80サイズ	1,930円	2,000円	2,110円	2,240円	2,510円	2,690円	2,840円	2,250円	2,490円	2,610円	2,770円	2,850円
100サイズ	2,250円	2,300円	2,420円	2,580円	2,820円	2,990円	3,150円	2,610円	2,830円	2,960円	3,120円	3,180円
120サイズ	2,570円	2,630円	2,740円	2,880円	3,140円	3,300円	3,450円	2,930円	3,170円	3,290円	3,430円	3,480円
140サイズ	2,920円	2,970円	3,100円	3,240円	3,480円	3,650円	3,810円	3,310円	3,530円	3,660円	3,810円	3,860円
140サイズ超	3,250円	3,300円	3,410円	3,550円	3,810円	3,970円	4,130円	3,620円	3,860円	3,980円	4,130円	4,180円

## ○ サイズ区分

区分	3辺計
60サイズ	60cmまで
80サイズ	80cmまで
100サイズ	100cmまで
120サイズ	120cmまで
140サイズ	140cmまで
140サイズ超	140cmを超えるもの

## ○ 運賃割引

(1) 持込割引………1個につき120円割引いたします。

※ 郵便局又はゆうパック取扱所にお持ち込みください。

(2) 往復割引………往復でご利用の場合は、復路運賃から120円割引いたします。

※ 荷受人さまに配達され、又は交付された空港ゆうパック（以下この(2)において「往路ゆうパック」といいます。）の内容品を再び空港ゆうパック（荷送人さまの氏名及び住所又は居所をあて名とするものに限ります。以下この(2)において「復路ゆうパック」といいます。）として差し出します。

※ 往路ゆうパックの差出しの際、復路ゆうパックを差し出すことを約していただきます。

※ 復路ゆうパックは往路ゆうパックの交付を受けた指定カウンターに差し出してください。

※ 復路ゆうパックと往路ゆうパックのサイズ及び地帯の区別が同一であるものに限ります。

※ 切手ちょう付又は別納としていただきます。

※ 往路ゆうパックの差出しの日から1か月以内に差し出してください。

### ■割引額

種別	金額
(1) 持込割引	120円／個
(2) 往復割引	120円／個



## ○ 空港ゆうパックの地帯表

エリア	北海道	東北	関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
(各エリアに属する都道府県)	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	茨城県 長野県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県	新潟県 栃木県 福井県	富山県 石川県 愛知県 三重県	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	沖縄県	
北海道	—	3	4	4	5	5	6	6	6	6	11
東北	3	1	1	1	2	2	3	4	4	6	11
関東	4	1	1	1	1	1	2	3	3	4	9
信越	4	1	1	1	1	1	2	3	3	4	10
北陸	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	10
東海	5	2	1	1	1	1	1	2	2	3	9
近畿	6	3	2	2	1	1	1	1	1	2	9
中国	6	4	3	3	2	2	1	1	1	1	8
四国	6	4	3	3	2	2	1	1	1	2	9
九州	6	6	4	4	3	3	2	1	2	1	7
沖縄	11	11	9	10	10	9	9	8	9	7	—

備考 数字は、荷物を左欄に掲げるエリア内から上欄に掲げるエリア内にあてて差し出す場合（同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び引渡しを行う場合を除きます。）の地帯の区別を表し、1は第1地帯を、2は第2地帯を、3は第3地帯を、4は第4地帯を、5は第5地帯を、6は第6地帯を、7は第7地帯を、8は第8地帯を、9は第9地帯を、10は第10地帯を、11は第11地帯を示します。

## ○ 空港ゆうパックの取扱空港一覧

空港名	カウンターナ	所在地	受付時間
新千歳空港 ※ 国際線での受け取りはできません。 国際線に引渡荷物を送付された場合、国内線 1 階の手荷物カウンターでの受け取りになります。	手荷物一時預り所 (国内線)	〒066-0012 北海道千歳市美々987-22 新千歳空港国内線ターミナルビル 1F JAL 側手荷物一時預り所 TEL 0123-46-5429	7:00～20:00
	手荷物一時預り所 (国際線)	〒066-0012 北海道千歳市美々987-22 新千歳空港国際線ターミナルビル 3F TEL 0123-46-2104	11:00～14:00

仙台国際空港			宅配サービスカウンター	〒989-2401 宮城県名取市下増田字南原 仙台空港ターミナル 2F TEL 0120-01-9625 携帯電話 0570-200-000	8:00～18:00
新潟空港			手荷物宅配カウンター	〒950-0001 新潟県新潟市東区松浜 3710 番地 新潟空港ターミナル 1F TEL 025-270-8822	9:00～13:30
成田国際 空港	第 1 ター ミナル	南ウイング	JAL ABC 宅配カウンター	〒282-0011 千葉県成田市三里塚御料牧場 1-1 成田空港第 1 ターミナル南ウイング 4F 出発 ロビー 出国カウンター TEL 0476-33-2915 入国カウンター TEL 0476-33-2912	出発
		北ウイング	JAL ABC 宅配カウンター	〒282-0011 千葉県成田市三里塚御料牧場 1-1 成田空港第 1 ターミナル北ウイング 4F 出発 ロビー 出国カウンター TEL 0476-32-8290 入国カウンター TEL 0476-32-8117	7:00～21:00 到着 7:00～22:00 (最終便到着 まで)
	第 2 ターミナル		JAL ABC 宅配カウンター	〒282-0004 千葉県成田市古込字古込 1-1 成田空港第 2 ターミナル 3F 出発ロビー 出国カウンター TEL 0476-34-8490 入国カウンター TEL 0476-34-8473	
	第 3 ターミナル		JAL ABC 宅配カウンター	〒144-0041 東京都大田区羽田空港 2-6-5 羽田空港第 3 ターミナル 3F 出発ロビー ・2F 到着ロビー 3F 出発カウンター TEL 03-6428-0665 2F 到着カウンター TEL 03-6428-0662	3F 出発カウン ター 6:00～22:00 (22 時以降は 到着カウンタ ー受取) 2F 到着カウン ター 4:00～25:00
中部国際空港			手荷物宅配カウンター	〒479-0881 愛知県常滑市セントレア 1-1 中部国際空港第 1 ターミナル 3F 出発ロビ ー・2F 到着ロビー TEL 0569-38-8562	出発 6:30～21:30 到着 7:00～22:00 (最終便によ る変更あり)

関西国際空港	関西エアポート バゲージサービス	〒549-0001 大阪府泉佐野市泉州空港北 1 番地 関西国際空港ターミナル 4F 国際線出発口 ビー・1F 国際線到着ロビー TEL 072-456-8701	出発 7:00～21:00 到着 6:30～22:30
	JAL ABC 宅配 カウンター	〒549-0001 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中 1 番地 関西国際空港ターミナル 4F 国際線出発口 ビー・1F 国際線到着ロビー TEL 072-455-3454	6:30～22:30
福岡空港	国際線	宅配カウンター	〒812-0851 福岡県福岡市博多区大字青木 739 福岡空港国際線ターミナル 1F 到着ロビー TEL 092-477-7567
	国内線	宅配カウンター	〒812-0003 福岡県福岡市博多区下臼井 767-1 福岡空港第 2 ターミナル 1F TEL 092-627-2270

# 点字ゆうパック・聴覚障害者用ゆうパック

## ○ 特徴

障がいのある方の福祉の増進を図るために、大型の点字図書等を内容とする荷物及び当社が指定する施設と聴覚に障がいのある方との間で発受されるビデオテープその他の録画物を内容とする荷物を送付することができるサービスです。

## ○ ご利用の条件

### 【点字ゆうパック】

- (1) 内容品の見本を提示して差し出す場合を除き、次に定めるところに従い、その内容品が容易に認定できるように包装して差し出されたものであること。
- ① 封筒又は袋に納めるものにあっては、その納入口若しくはこれに相当する部分の一部を開き、又はその内容品の大部分を透視することができるようすること。
- ② その他の包装をするものにあっては、包装の外部に無色透明の部分を設けること。
- (2) 外装の見やすい所に「点字ゆうパック」の文字（※）を明瞭に記載したものであること。
- （※）「点字小包」の文字の表示も可。

### 【聴覚障害者用ゆうパック】

- (1) 当社の指定を受けた聴覚に障がいのある方の福祉を増進することを目的とする施設と聴覚に障がいのある方との間にビデオテープその他の録画物の貸出し又は返却のために発受するものであること。
- (2) 重量が30kgを超えないものであること。
- (3) 施設から差し出されるものは、その施設の所在地の荷物の配達を受け持つ郵便局又はその郵便局の配達受持区域内にある郵便局であって支社が指定したものに差し出されたものであること。
- (4) 内容品が容易に認定できるように包装して差し出されたものであること。
- (5) 外装の見やすい所に、次の区分に従い、それぞれ次に掲げる事項を明瞭に記載したものであること。
- ① 施設から差し出されるもの  
「聴覚障害者用ゆうパック」の文字（※）並びに施設の名称及び所在地
- ② 施設にあてて差し出されるもの  
「聴覚障害者用ゆうパック」の文字（※）
- （※）「聴覚障害者用小包」の文字の表示も可。

## ○ 聴覚に障がいのある方の福祉を目的とする施設の指定

当社所定の書面に定款、寄附行為その他聴覚に障がいのある方の福祉を増進することを目的とする施設であることを証明することができる書類を添付して、当社に提出していただきます。（※）

（※）当社の指定を受けた施設は、その名称若しくは所在地を変更しようとするとき又は聴覚障害者用ゆうパックを差し出す必要がなくなったときは、直ちに当社所定の書面をご利用の条件の(3)の郵便局に提出していただくこととします。

## ○ 運賃表

---

【点字ゆうパック・聴覚障害者用ゆうパック】

サイズ	60 サイズ	80 サイズ	100 サイズ	120 サイズ	140 サイズ	160 サイズ	170 サイズ
運賃額	100円	210円	320円	420円	520円	630円	730円

## ○ サイズ区分

---

区分	3辺計
60 サイズ	60cmまで
80 サイズ	80cmまで
100 サイズ	100cmまで
120 サイズ	120cmまで
140 サイズ	140cmまで
160 サイズ	160cmまで
170 サイズ	170cmまで

# ゆうパケット

## ○ 特徴

小さな荷物の発送に便利なサービスです。厚さに応じて運賃を設定しています。郵便差出箱への投かんも可能（※）なほか、追跡サービスで配達状況をご確認いただけます。

（※） 運賃着払とするもの等、郵便差出箱に投かんできない場合もあります。

## ○ ご利用の条件

- (1) 大きさは、3辺合計60cm以下、長辺34cm以下、厚さ3cm以下。
- (2) 重さは1kg以下。
- (3) ゆうパケット用あて名シールをご利用いただくか、当社が発行した追跡バーコードを表示していただきます。
- (4) 外装の見やすい所に「ゆうパケット」又はこれに相当する文字を表示していただきます。
- (5) ガラスや瀬戸物などのわれもの、精密機械などのこわれもの、なまもの・いきもの、芸術作品など代替品の入手が困難なものの送付はご遠慮ください。
- (6) 信書、現金・貴金属等の貴重品、爆発物・毒劇物などの危険物を内容品とすることはできません。ただし、信書であっても、内容品に関する簡単なあいさつ状、請求書等の無封の添え状や送り状は同封することができます。
- (7) 航空以外の輸送手段によって送達します。
- (8) 貨物自動車運送事業法第12条第1項に基づく書面は、電磁的方法により交付することがありますので、あらかじめご了承ください。

## ○ 運賃の支払方法

運賃は、現金又は郵便切手でお支払いただけるほか、後納又は受取人払若しくは着払とすることができます。

## ○ 運賃表

厚さ	運賃額
1cmまで	250円
2cmまで	310円
3cmまで	360円

## ○ その他

---

貨物自動車運送事業法第12条第1項に規定する真荷主に該当するお客さまにおかれましては、外装に荷送人さまの氏名及び住所又は居所の記載を確実に行っていただきますようお願ひいたします。また、「日本郵便株式会社 Web サイトの各種約款のページ」(※)に掲載しているゆうパケット 約款をダウンロードの上、保存いただきますようお願ひいたします。

(※) <https://www.post.japanpost.jp/about/yakkan/>

# ゆうメール

## ○ 特徴

冊子とした印刷物やCD、DVDなどの電磁的記録媒体をお届けするサービスです。書籍やカタログに限らず、冊子とした印刷物一般の送付にご利用いただけます。

郵便差出箱への投かんも可能（※）です。

（※） 運賃着払とするもの等、郵便差出箱に投かんできない場合もあります。

## ○ ご利用の条件

（1）大きさは、長辺34cm以下、短辺25cm以下、厚さ3cm以下。

（2）重さは1kg以下。

（3）外装の見やすい所に「ゆうメール」又はこれに相当する文字を表示していただけます。（※）

（※）「冊子小包」の文字の表示も可。

（4）次のいずれかの方法により、内容品が確認できるようにしていただけます。

① 封筒又は袋の納入口などの一部を開く。

② 内容品の大部分を透視できるよう、包装の外部に無色透明の部分を設ける。

③ 内容品の見本を差出郵便局で提示する。

（5）冊子とした印刷物又は電磁的記録媒体を内容とするものに限ります。

例：書籍・雑誌、商品カタログ、会報、各種マニュアル等、カレンダー等、CD・DVD等

（6）信書を内容品とすることはできません。ただし、内容物に関する簡単なあいさつ状、請求書等の無封の添え状や送り状は同封することができます。

（7）代替品の入手が困難なものの送付はご遠慮ください。

（8）次に掲げるものを内容とするものは航空以外の輸送手段によって送達します。（※）

① 航空法その他の法令又は官公署の命令、規則若しくは要求によって輸送を禁止若しくは制限されたもの。

② 航空会社において引受けを制限しているもの。

（※）航空以外の輸送手段によって送達する場合には、ゆうパケット約款（荷物の配達を行う日等）に規定する配達予定日によらずに送達します。

（9）次のものに限り、ゆうメールに同封することができます。

① 付録（内容たる物の重量を超えないもので、その物の題号と「付録」の文字を記載してください。）

② 注文用の払込書用紙、返信に必要な事項を記載した用紙等

例：申込用紙、アンケート用紙、銀行口座振替払込書用紙等

③ 注文用又は返信用のあて名を記載した封筒やはがき

④ 注文を促すための商品見本であって、「見本」、「試供品」又は「サンプル」の文字を記載したもの

⑤ 上記のほか注文又は返信を促すためのものその他これに類するもの

例：割引券（クーポン券）、記念品贈呈券、昼食券（コーヒー券）、駐車券、アンケート用紙等への記入用ボールペン等

（10）貨物自動車運送事業法第12条第1項に基づく書面は、電磁的方法により交付することができますので、あらかじめご了承ください。

- コイル状の金具でとじてあるカレンダー等もゆうメールとして送れます。



- 印刷以外の方法で内容を記載したものは、ゆうメールで送ることができません。

## ○ 運賃の支払方法

---

運賃は、現金又は郵便切手でお支払いただけるほか、後納又は受取人払若しくは着払とすることができます。

## ○ 運賃表

---

重量	150gまで	250gまで	500gまで	1kgまで
運賃額	190円	230円	320円	380円

※ 運賃は、全国均一です。

## ○ その他

---

貨物自動車運送事業法第12条第1項に規定する真荷主に該当するお客様におかれましては、外装に荷送人さまの氏名及び住所又は居所の記載を確実に行っていただきますようお願いいたします。また、「日本郵便株式会社 Web サイトの各種約款のページ」(※)に掲載しているゆうメールに関する約款(ゆうパケット約款)をダウンロードの上、保存いただきますようお願いいたします。

(※) <https://www.post.japanpost.jp/about/yakkan/>

# 心身障害者用ゆうメール

## ○ 特徴

障がいのある方の福祉の増進を図るために、当社に届け出のあった図書館と障がいのある方との間で図書を閲覧するために発受することができるサービスです。

## ○ ご利用の条件

- (1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館であって、当社に届け出たものと、身体に重度の障がいのある方又は知的障がいの程度が重い方との間で図書の閲覧のために発受するものに限ります。
- (2) 図書館から差し出されるものは、その図書館の所在地の荷物の配達を受け持つ郵便局又はその郵便局の配達受持区域内にある郵便局であって支社が指定したものに差し出します。
- (3) 外装の見やすい所に、次の区分に従い、それぞれ次に掲げる事項を明瞭に記載していただきます。
  - ① 図書館から差し出されるもの  
「図書館用ゆうメール」の文字（※）並びに図書館の名称及び所在地
  - ② 図書館にあてて差し出されるもの  
「図書館用ゆうメール」の文字（※）  
(※) 「図書館用冊子小包」の文字の表示も可。
- (4) 貨物自動車運送事業法第12条第1項に基づく書面は、電磁的方法により交付することがありますので、あらかじめご了承ください。

## ○ 心身障害者用ゆうメールを発受しようとするときの届出

心身障害者用ゆうメールを発受しようとするときは、あらかじめ当社所定の書面に心身障害者用ゆうメールによる図書の閲覧業務に関する資料を添えて、ご利用の条件の(2)の郵便局に提出していただきます。（※）

（※）当社に届け出た図書館は、その名称若しくは所在地を変更するとき又は心身障害者用ゆうメールによる図書の閲覧業務をやめたときは、直ちに当社所定の書面をご利用の条件の(2)の郵便局に提出していただきます。

## ○ 運賃表

重量 あて先	150gまで	250gまで	500gまで	1kgまで	2kgまで	2kg超
運賃額	92円	110円	150円	180円	230円	310円

※ 運賃は、全国均一です。

## ○ その他

---

貨物自動車運送事業法第12条第1項に規定する真荷主に該当するお客さまにおかれましては、外装に荷送人さまの氏名及び住所又は居所の記載を確実に行っていただきますようお願ひいたします。また、「日本郵便株式会社 Web サイトの各種約款のページ」(※)に掲載しているゆうメールに関する約款(ゆうパケット約款)をダウンロードの上、保存いただきますようお願ひいたします。

(※) <https://www.post.japanpost.jp/about/yakkan/>

# 速達

## ○ 特徴

速達は、速達としない他の荷物に優先して運送するサービスです。

## ○ ご利用の条件

- (1) ゆうメール及び心身障害者用ゆうメールに限りお取扱いをします。
- (2) その外装の見やすい所に朱色の横線を明瞭に引いていただきます。
- (3) 当社が別に定める「交通困難地・速達取扱地域外一覧」に掲げる地域には速達として差し出すことはできません。
- (4) 配達日指定のお取扱いをすることはできません。

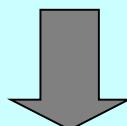
## ○ 速達料金

重量	2kgまで	3kgまで
料金	330円	480円

※ ゆうメール基本運賃を適用することができる荷物の重量の上限は1kgまでです。

### 【運賃計算例】

50グラムのゆうメール（基本運賃を適用するもの）を速達として送る場合



### 【合計額：ゆうメール運賃+速達料金】

190円+330円=520円

# セキュリティサービス

## ○ 特徴

---

セキュリティサービスは、引受けから配達までの荷物の送達過程を記録し、万一荷物が壊れたり届かなかったりした場合に、差出しの際お申出のあった損害要償額の範囲内で実損額を賠償します。

## ○ ご利用の条件

---

- (1) 一般ゆうパック、点字ゆうパック及び聴覚障害者用ゆうパックに限りお取扱いをします。
- (2) 損害要償額の上限額は、荷物の内容品の額を超えない額であって、50万円とします。
- (3) セキュリティサービス専用ラベルをご利用いただき、差出郵便局が指示するところにより荷物に添付していただきます。
- (4) 金、銀、ダイヤモンド等ゆうパック約款で定める貴重品は、必ずセキュリティサービスとしていただきます。
- (5) 引換金額が30万円を超える代金引換のお取扱いとする場合は、必ずセキュリティサービスとしていただきます。
- (6) 郵便差出箱に投かんすることはできません。

## ○ セキュリティサービス料金

---

420円

# 書留

## ○ 特徴

書留には、引受けから配達までの荷物の送達過程を記録し、万一荷物が壊れたり届かなかったりした場合に、差出しの際お申出のあった損害要償額の範囲内で実損額を賠償する一般書留と、荷物の引受け及び配達について記録し、万一荷物が壊れたり届かなかったりした場合に、当社が定めた額を限度とする実損額を賠償する簡易書留があります。

## ○ ご利用の条件

### 【一般書留】

- (1) ゆうメール及び心身障害者用ゆうメールに限りお取扱いをします。
- (2) 郵便局において交付する用紙（※）に荷受人さまの氏名等を記載して差し出します。ただし、差出郵便局が必要ないと認めたときは、この限りではありません。
- (3) 損害要償額の上限額は、次の表のとおりです。また、損害要償額のお申出がない場合は、次の表の額のお申出があったものとみなします。

区別	額
損害要償額の上限額	内容品の時価を超えない額であって、500万円を超えないもの
申し出たものとみなされる額	10万円

- (4) 外装の見やすい所に「書留」の文字を明瞭に記載していただきます。
  - (5) 金、銀、ダイヤモンド等ゆうパケット約款で定める貴重品は、必ず一般書留としていただきます。
  - (6) 引換金額が30万円を超える代金引換のお取扱いとする場合は、必ず一般書留としていただきます。
  - (7) 郵便差出箱に投かんすることはできません。
- （※）用紙は、荷物を差し出そうとする郵便局（集配郵便局及び支社が指定した郵便局に限ります。）の承認を受けて、私製することができます。

### 【簡易書留】

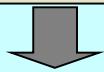
- (1) ゆうメール及び心身障害者用ゆうメールに限りお取扱いをします。
  - (2) 郵便局において交付する用紙（※）に荷受人さまの氏名等を記載して差し出します。ただし、差出郵便局が必要ないと認めたときは、この限りではありません。
  - (3) 損害賠償は、5万円を限度とします。
  - (4) 外装の見やすい所に「簡易書留」の文字を明瞭に記載していただきます。
  - (5) 速達、代金引換及び配達日指定以外のお取扱いをすることはできません。
  - (6) 郵便差出箱に投かんすることはできません。
- （※）用紙は、荷物を差し出そうとする郵便局（集配郵便局及び支社が指定した郵便局に限ります。）の承認を受けて、私製することができます。

## ○ 書留料金

種類	区分	料金
一般書留	損害要償額 10万円まで	420円
	損害要償額 10万円を超える5万円までごとに	23円増
簡易書留		350円

### 【運賃計算例】

50グラムのゆうメールを損害要償額50万円の一般書留として送る場合



### 【合計額：ゆうメール運賃＋一般書留料金】

190円 + 604円 = 794円

# 特定記録

## ○ 特徴

荷物の引受けを記録するサービスです。引受け後の配達状況は、追跡情報システムにより、ご確認いただけます。

## ○ ご利用の条件

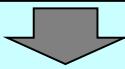
- (1) ゆうメール及び心身障害者用ゆうメールに限りお取扱いをします。
  - (2) 郵便局において交付する用紙（※）に荷送人さまの氏名等を記載して差し出します。ただし、差出郵便局が必要ないと認めたときは、この限りではありません。
  - (3) 外装の見やすい所に「特定記録」の文字を明瞭に記載していただきます。
  - (4) 速達及び配達日指定以外のお取扱いをすることはできません。
  - (5) 郵便差出箱に投かんすることはできません。
- （※）用紙は、荷物を差し出そうとする郵便局（集配郵便局及び支社が指定した郵便局に限ります。）の承認を受けて、私製することができます。

## ○ 特定記録料金

160円

【運賃計算例】

50グラムのゆうメールを特定記録として送る場合



【合計額：ゆうメール運賃 + 特定記録料金】

190円 + 160円 = 350円

## ○ 特定記録料金の数量割引

【受領証の作成割引】

- (1) 同一の荷送人さまから、同時に300個以上差し出された場合に適用します。
- (2) 荷送人さまの氏名等を記載した用紙を荷物に添え、かつ、その荷物に配達の記録に必要な表示をしていただきます。
- (3) 別納、後納又は計器別納のいずれかの方法によりお支払いただきます。
- (4) お取扱いが同一のものに限ります。

### ■割引額

種別	割引額
受領証の作成割引	11円／個

# 配達日指定

## ○ 特徴

---

荷物を荷送人さまが指定した日に配達するサービスです。

## ○ ご利用の条件

---

- (1) ゆうメール及び心身障害者用ゆうメールに限りお取扱いをします。
  - (2) 外装の見やすい所に「配達指定日何月何日」と明瞭に朱記していただきます。
  - (3) 配達日として指定できる日は、荷物の差出しの日の3日後から起算して10日以内の日です。(※)
  - (4) 速達のお取扱いをすることはできません。
  - (5) 受取人払又は着払とすることはできません。
  - (6) 郵便差出箱に投かんすることはできません。
- (※) お届け日数が3日後以降の地域についてはこの限りではありませんので、詳しくは差出郵便局へお問い合わせください。

## ○ 配達日指定料金

---

52円

# 代金引換

## ○ 特徴

荷物と引換えに荷送人さまが指定された代金を荷受人さまからお預かりし、荷送人さまに送金するサービスです。集金業務のコスト削減に貢献します。

## ○ ご利用の条件

- (1) 差出しの際に、本人確認等ができる資料を提示していただきます。荷送人さまの住所及び氏名を記載いただけない場合は、代金引換のご利用はできません。
- (2) 引換金額は200万円以下としていただきます。
- (3) 引換金額が30万円を超える場合は、一般書留（ゆうパックの場合はセキュリティサービス）としていただきます。
- (4) 引換金額から消費税（地方消費税を含みます。）を差し引いた額が5万円以上の場合は200円を、100万円を超える場合は400円を、印紙代として引換金額から差し引かせていただきます。
- (5) 特定記録のお取扱いをすることはできません。
- (6) 受取人払又は着払とすることはできません。
- (7) 郵便差出箱に投かんすることはできません。

## ○ 表示方法

代金引換専用のラベル（ゆうパック用/郵便・ゆうメール用）を使用して、次のとおり表示します。

- (1) ゆうパック用ラベルは、セキュリティゆうパックとする場合に「セキュリティ」欄のチェックボックスにレ印を記入してください。  
郵便・ゆうメール用ラベルは、「郵便・ゆうメール」欄及び「簡易書留・普通」欄のいずれか不要な文字を抹消してください。
  - (2) 送金先にゆうちょ銀行の口座を指定する場合は、「ゆうちょ口座番号」欄にゆうちょ銀行の口座記号番号を記入してください。送金先にゆうちょ銀行以外の金融機関を指定する場合は、「金融機関種別」欄、「金融機関コード」欄、「金融機関名」欄、「支店コード」欄、「支店名」欄、「口座種別」欄及び「口座番号」欄にレ印又は口座番号等を記入してください。
  - (3) 「加入者名・口座名義」欄には、送金先の口座名義を必ずカタカナで記入してください。
  - (4) 「送金額」欄には、引換金額から印紙代を差し引いた金額を「〇〇〇〇円」のように明瞭に記入してください。送金手数料以下の金額を記入することはできません。
  - (5) 荷送人さまに消費税の納付義務がある場合で、引換金額が50,000円～53,999円の場合は、取引に係る消費税額を必ず記入してください（※）。
- （※）印紙代の確認のために必要となります。

## ○ 送金方法

---

(1) 引換金は、荷送人さまの指定により、ゆうちょ銀行を含む日本国内の金融機関（※）の、荷送人さま本人の口座に送金します。

（※）一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが運営する全国銀行データ通信システムに接続しているものに限ります。

(2) 口座には、引換金額から送金に要する料金及び印紙代（必要な場合に限ります。）を差し引いた金額が送金されます。

※ 送金に要する料金は、下の「●送金に要する料金」をご確認ください。

※ 送金のお取扱いが法令や公序良俗に反する行為に利用され又はそのおそれがあると認められる場合は、引換金を送金できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

## ○ 代金引換取消料及び引換金額の変更料

---

代金引換とした荷物の荷送人さまは、その荷物の配達前に限り、差出郵便局にその荷物の送り状又は受領証を提示して代金引換の取消し又は引換金額の変更を請求することができます。

請求時期	料金
差出郵便局におけるその荷物の配達前若しくは交付前又は発送準備完了前に請求があったとき	無料
上欄に掲げるとき以外のとき	750円

## ○ 代金引換料金

---

290円

（送金に要する料金は含まれておりません。）

## ● 送金に係る料金

送金先	料金	
	送金額：5万円未満	送金額：5万円以上
ゆうちょ銀行	203円	417円
他の金融機関	220円	440円

● 代金引換ラベル

### 【ゆうパック用】

【郵便・ゆうメール用】※一般書留とする場合は、書留用のラベルをお使いください。

# 代金引換まとめ送金

## ○ 特徴

配達の際、ゆうパックと引換えに荷送人さまが指定された代金を荷受人さまからお預かりし、一定期間分をまとめて荷送人さまが指定された送金日に送金します。

大量に発送される場合、一般的な代金引換に比べて送金手数料を節減でき、代金の管理も容易になります。

## ○ ご利用の条件

- (1) ゆうパック運送業務委託契約を締結していただきます。
- (2) 代金引換まとめ送金の利用申込みをしていただきます（※1）。
- (3) 当社が指定した郵便局に差し出させていただきます。
- (4) 引換金額は50万円以下としていただきます。（※2）
- (5) 代金引換まとめ送金専用ラベルを使用していただきます。（※3）
- (6) 運賃等の支払方法は、別納又は後納となります。
- (7) 代金引換の取消し及び引換金額変更の請求をすることはできません。
- (8) 引換金額から消費税及び地方消費税を差し引いた額が5万円以上の場合は、200円を印紙代相当額として引換金から差し引いて送金します。
- (9) 郵便差出箱に投かんすることはできません。
- (10) その他、詳しくは、次のURLに利用規約等を掲載していますのでご覧ください。

[https://www.post.japanpost.jp/service/fuka\\_service/daibiki/matome.html](https://www.post.japanpost.jp/service/fuka_service/daibiki/matome.html)

（※1） お申込みから、ご利用開始までに、20日程度（運賃等の支払が別納の場合は1か月程度）要します。

（※2） 引換金額が30万円を超えるゆうパックはセキュリティサービス扱いとしてください。

（※3） ラベル印字・データ処理にご利用いただけるソフトウェア「ゆうパックプリントR」をご用意しております。

詳しくは、次のURLをご覧ください。

<https://www.post.japanpost.jp/yu-packprint-r/>

## ○ お支払サイクル(引換金の送金日)

お客さまのニーズに応じたさまざまなお支払サイクルをご用意しておりますので、お申込みの際にご指定ください。

集金払	立替払
期間内に集金したお荷物の商品代金をお支払いたします。	期間内にお引受けしたお荷物の商品代金をお支払いたします。（お支払後に返品などが発生した場合は、次回お支払時に相殺いたします。）

精算タイプ		対象期間(締め日)	お支払日
集金払		毎月5,10,15,20,25,月末 (うち1回以上を選択)	締め日後5日又は10日 (どちらかを選択)
立替払	週払	土～翌金曜日	翌々水曜日
	月払	毎月20日又は月末	締め日から8日後

※ 送金日が指定口座を有する金融機関の休業日である場合は、その直後（月末日はその直前）の当該金融機関の営業日に送金いたします。

## ○ 代金引換まとめ送金料金

### ■代金引換料

商品の代金(引換金額)に応じ、ゆうパック 1個につき次の金額を引換金から差し引かせていただきます。

商品代金(引換金額)	代金引換料
~30,000円まで	330円
~100,000円まで	550円
~200,000円まで	880円
~300,000円まで	990円
~500,000円まで	1,430円

※ ゆうパックを荷送人さまに返送した場合でも代金引換料は引換金から差し引かせていただきます。

### ■送金手数料金

送金 1回につき次の金額を引換金から差し引かせていただきます。

お振込金額	ゆうちょ銀行	その他の金融機関
30,000円未満	203円	220円
30,000円以上	203円	440円

## ● 代金引換まとめ送金専用ラベル

### 【シート式(印字ソフト用)】

<p><b>ゆうパック ちょう付用</b></p> <p>年 月 日</p> <p>代金引換まとめ送金</p> <p>お届け先</p> <p>ご依頼主</p> <p>品名</p> <p>記事</p> <p>サイズ</p> <p>受付店</p> <p>お問い合わせ送り状番号</p> <p>引換金額(税込)</p> <p>円</p> <p>記事</p> <p>サイズ</p> <p>受付店</p> <p>お問い合わせ送り状番号</p> <p>引換金額(税込)</p> <p>円</p>	<p><b>ゆうパック 配達証</b></p> <p>年 月 日</p> <p>受 納 印   担当者印</p> <p>お届け先</p> <p>ご依頼主</p> <p>品名</p> <p>記事</p> <p>サイズ</p> <p>受付店</p> <p>記事</p> <p>サイズ</p> <p>受付店</p> <p>お問い合わせ送り状番号</p> <p>引換金額(税込)</p> <p>円</p>
<p>まとめ送金</p> <p>(10年保存)</p> <p>日本郵便株式会社</p> <p>日本郵便株式会社</p>	

### 【ゆうパック・代引まとめ送金 共用サーマルラベル】



### 【複写式】

<p>まとめ送金</p> <p>お問い合わせ番号 7553-1124-5544 受付No. [ ]</p> <p>仕方No. [ ]</p> <p>ゆうパック</p> <p>太線枠内を強しく記入ください。</p> <p>※ 他の記入欄は、必ず記入して下さい。</p>	<p>年 月 日</p> <p>お届け先</p> <p>ご依頼主</p> <p>品名</p> <p>記事</p> <p>サイズ</p> <p>受付店</p> <p>お問い合わせ番号</p> <p>引換金額</p> <p>印紙料申告額 おにつけ料 税別請求額</p>	<p>ご依頼主控</p> <p>郵便局</p> <p>定番便種別選択 (午前 中 チルド 冷凍 12時×14時) (14時×16時) (16時×18時) (18時×20時) (19時×21時) (希望しない)</p> <p>希望しない</p> <p>代金引換料 郵便料 郵便料 郵便料 郵便料 郵便料</p>
<p>ゆうパック</p> <p>0800-0800-111 (無料)</p> <p>お問い合わせ番号 0120-23-28-86 (無料)</p> <p>郵便局HP <a href="https://www.post.japanpost.jp/">https://www.post.japanpost.jp/</a></p>		

※ 大口ユーザー ラベル、私製ラベルをご利用の場合は、事前に様式を国税局に申請する必要があります。詳しくは当社営業担当にお問い合わせください。

# チルドゆうパック

## ○ 特徴

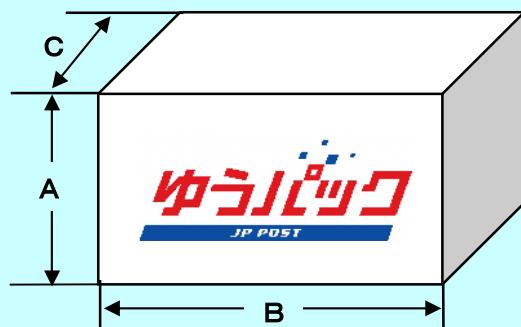
生鮮食品のみずみずしさをしっかりとキープし、安全・確実にお届けします。持込割引、再配達の時間帯希望、当日中の再配達、追跡システムなど、充実したサービスをご用意しています。

温度管理と正確な取扱いを徹底し、お客さまに愛される高品質なサービスの提供に努めてまいります。

## ○ ご利用の条件

- (1) 大きさは、長さ1m以下で、長さ・幅・厚さの合計が1.5m以下。ただし、横倒しすることができないものについては、これらの条件に加え、厚さ（高さ）50cm以下とします。
- (2) 重さは25kg以下。
- (3) 信書以外のものを内容とするものに限ります。ただし、内容物に関する簡単なあいさつ状、請求書等の無封の添え状や送り状は同封することができます。
- (4) ゆうパックラベルをご利用ください。
- (5) 差出しまでに、あらかじめ冷してください（予冷）。  
予冷していない場合、保冷温度が上昇し、他のお客さまのお荷物に影響を与えるおそれがあるため、お荷物をお引受けできないことがあります。
- (6) セキュリティサービス及び代金引換以外のお取扱いはできません。
- (7) 受取人払とすることはできません。
- (8) 郵便差出箱に投かんすることはできません。

### ■大きさと重量の制限



A + B + C = 1.5m以下  
A = 1m以下  
重さ 25kg以下

## ○ 取扱郵便局

配達を受け持つ郵便局及び一部の郵便局でお取扱いをします。

## ○ チルドゆうパック運賃

チルドゆうパックの運賃は、一般ゆうパック運賃にチルド料金を加算したものとなります。

### ■一般ゆうパック運賃（基本運賃）

地帯 サイズ	県内あ て	第1地 帯あて	第2地 帯あて	第3地 帯あて	第4地 帯あて	第5地 帯あて	第6地 帯あて	第7地 帯あて	第8地 帯あて	第9地 帯あて	第10地 帯あて	第11地 帯あて
60サイズ	820円	880円	990円	1,150円	1,410円	1,590円	1,740円	1,100円	1,340円	1,450円	1,600円	1,750円
80サイズ	1,130円	1,200円	1,310円	1,440円	1,710円	1,890円	2,040円	1,450円	1,690円	1,810円	1,970円	2,050円
100サイズ	1,450円	1,500円	1,620円	1,780円	2,020円	2,190円	2,350円	1,810円	2,030円	2,160円	2,320円	2,380円
120サイズ	1,770円	1,830円	1,940円	2,080円	2,340円	2,500円	2,650円	2,130円	2,370円	2,490円	2,630円	2,680円
140サイズ	2,120円	2,170円	2,300円	2,440円	2,680円	2,850円	3,010円	2,510円	2,730円	2,860円	3,010円	3,060円
150サイズ	2,450円	2,500円	2,610円	2,750円	3,010円	3,170円	3,330円	2,820円	3,060円	3,180円	3,330円	3,380円

※ 郵便局の窓口にお持込みの上、差し出されたものについては、1個につき120円割引となります。

※ 次のいずれかの条件を満たすものについては、1個につき60円割引となります。（以下に掲げる条件を同時に満たす場合については、(1)の割引のみを適用します。詳しくは、一般ゆうパックの運賃割引のページをご覧ください。）

- (1) 同じあて先に同時に2個以上送る場合
- (2) 1年以内に同じあて先に送る場合

### ■チルド料金

サイズ	60サイズ	80サイズ	100サイズ	120サイズ	140サイズ	150サイズ
運賃額	225円	360円	675円	675円	1,330円	2,100円

# 受取人払・着払

## ○ 特徴

通信販売の返品やインターネットオークションによる荷物の送付等に幅広くご活用いただいているサービスです。

## ○ ご利用の条件

種類	受取人払	着払
対象	① 封筒を使用 ゆうパケット ② 用紙を使用 ゆうパケット、ゆうメール及び心身障害者用ゆうメール	一般ゆうパック、重量ゆうパック、点字ゆうパック、聴覚障害者用ゆうパック、ゆうパケット、ゆうメール及び心身障害者用ゆうメール
事前の承認等	あらかじめ封筒又は用紙の印刷見本を添えて、配達郵便局の承認を受けていただきます。	あらかじめ荷物の荷受人さまに、運賃及び手数料をお支払いただくことの承諾を得ていただきます。
配布枚数	100枚以上	—
差出方法	郵便差出箱に投かんすることができます。	郵便差出箱に投かんすることはできません。
運賃支払方法	運賃及び手数料を後納とするか、又は配達の際にお支払いただきます。 ※ 後納とする場合は、所定の担保を提供していただくことがあります。	—
付加できる取扱い	ゆうメール及び心身障害者用ゆうメールにあっては速達、書留又は特定記録とするものに限ります。	ゆうパックにあってはセキュリティサービス又はチルドとするものに、ゆうメールにあっては速達、書留又は特定記録とするものに限ります。
差出有効期間	2年以内の日を限って差出有効期間を定めています。	—
用紙の大きさ	長辺：10cm～14cm 短辺：8cm～12cm	—
表示方法	① 封筒を使用 封筒の表面に「○ 受取人払の表示方法」の例にならって青色、緑色又は黒色で印刷していただきます。 ② 用紙を使用 「○ 受取人払の表示方法」の例にならって青色、緑色又は黒色で印刷した用紙を、荷送人さまが荷物の外装の見やすい所に全面を密着させて貼り付けていただきます。	荷物の外装の見やすい所に「着払」の文字を記載していただきます。 また、荷送人さまの氏名及び住所又は居所を記載していただきます。

※ 空港ゆうパック、ゴルフゆうパック及びスキーゆうパックは、受取人払及び着払とはできません。

## ○ 受取人払の表示方法

- (1) 枠線の外側の大きさは、縦22.5mm、横18.5mmで、枠の太さは、0.5mm以上です。また、後納とする場合は、枠の内側にもう一つ枠を設け、二重枠とします。
- (2) 承認番号の活字の大きさは、12ポイント以上とします。
- (3) 表示と郵便番号記入枠との間隔は、5mm以上とします。
- (4) 「速達」とする場合は、外装の見やすい所に朱色の横線を明瞭に施していただきます。
- (5) 「セキュリティサービス」とする場合は、セキュリティシールを貼り付けていただきます。
- (6) 「書留」とする場合は、外装の見やすい所に「書留」（損害賠償額が10万円を超える場合は、「書留」の文字の下にその額を記載します。）又は「簡易書留」の文字を明瞭に記載していただきます。
- (7) 「特定記録」とする場合は、外装の見やすい所に「特定記録」の文字を記載します。

線の太さ 1.0 mm~1.2 mm  
各線の中心部間隔 2.0 mm



### ■ 【着払専用ラベル】



## ○ 手数料

荷物 1 個につき、その荷物の運賃とともに次の手数料をお支払いただきます。

### ■ゆうパケット、ゆうメール及び心身障害者用ゆうメール

種類	手数料
(1) 運賃等を後納とするもので、かつ、郵便私書箱に配達するもの	19円／個
(2) 運賃等を後納とするもの又は郵便私書箱に配達するもの	26円／個
(3) 上記(1)及び(2)以外のもの	34円／個

### ■一般ゆうパック、重量ゆうパック、点字ゆうパック及び聴覚障害者用ゆうパック

#### 無料

※ 着払とした荷物について、配達の際、荷受人さまが、その荷物の運賃と手数料を支払わないときは、荷送人さまに返還します。その際、荷送人さまは、その荷物の運賃を支払っていただきます。

なお、ゆうパケット、ゆうメール及び心身障害者用ゆうメールについては、その荷物の運賃に 55 円を加算した額を支払っていただきます。

# あて名変更及び取戻し

## ○ 特徴

荷物を差し出した後で、あて名の間違いや内容品の入れ違いに気付いた場合、あて名変更や取戻しの請求ができます。

## ○ ご利用の条件

- (1) 請求は、荷物の配達前に限ります。
  - (2) 請求は、所定の手数料を添えて、差出郵便局、集配郵便局又は支社が指定した郵便局にしていただきます。
  - (3) 第一種郵便物（定形外郵便物を除きます。）と同時配達とした荷物の一方についてあて名変更又は取戻しの請求があったときは、他方についても同一の請求があったものとみなします。
- ※ 当社が必要と認めるときは、正当な荷送人さまであることを確認するために本人確認ができる証明資料、委任状その他によって確認させていただくことがあります。

## ○ 手数料

### ■ゆうパケット、ゆうメール及び心身障害者用ゆうメール

請求時期	手数料
(1) 差出郵便局におけるその荷物の配達前若しくは引渡し前又は発送準備完了前にその郵便局に請求があったとき	無料
(2) その荷物を配達すべき郵便局に請求があったとき	550円
(3) (1)及び(2)に掲げるとき以外のとき	750円

### ■ゆうパック

実費

# 別 納

## ○ 特徴

荷物の運賃等を切手や現金等でお支払いただく方法です。

運賃一括支払で便利、荷物の差出状況（月日、個数、金額）の記録ができるなど、さまざまなメリットがあります。

## ○ 運賃の支払方法

(1) 運賃及び料金の額が同一で、同時に次の個数以上差し出す荷物は、その運賃及び料金を別納とすることができます（運賃及び料金の額が同一でない場合であっても、運賃及び料金の額ごとに分けて差し出すものは、別納とすることができます。）。

区分	差出個数
一般ゆうパック	1個
重量ゆうパック	
ゴルフゆうパック	
スキーゆうパック	
空港ゆうパック	
点字ゆうパック	
聴覚障害者用ゆうパック	
ゆうパケット	10個（郵便物の差出通数を含みます。）
ゆうメール	
心身障害者用ゆうメール	

(2) 差出しの際に次の方法によりお支払いただきます。

現金	切手	計器の証紙	小切手
○	○（※1）	○	○（※2）

（※1） 別納料金が100万円を超える場合は、切手でのお支払ができません。

（荷物と郵便物を同時に差し出される場合は、その合計額とします。）

また、別納料金を切手でお支払いただく際には、同一の金額ごとにまとめるなど、その提出方法を郵便局が指定させていただく場合があります。

（※2） ご利用いただける小切手の種類が限られていますので、詳しくは郵便局におたずねください。

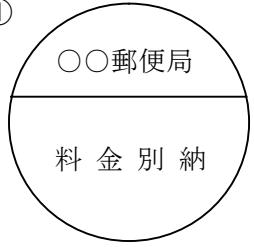
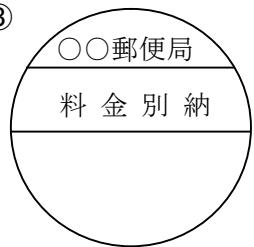
## ○ 表示方法

荷物の表面左上部（横に長いものにあっては、右上部）に次の表示をしていただきます。

荷物の外装に荷送人さまの氏名及び住所又は居所を明瞭に記載してあれば、表示中の差出郵便局名を省略できます。

なお、四角形の表示や下部2分の1に荷送人さまの業務を示す広告等を記載した表示も使用することができます。

【表示方法の例】

<p>①</p> 	<p>径は、2cm～3cmとします。</p>
<p>②</p> 	<p>枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2cm～3cmとします。</p>
<p>③</p> 	<p>径は、2cm～3cmとします。また、枠内の下部2分の1以内の部分には、荷送人さまの業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項（荷送人さまを示すものに限ります。）を記載することができます。</p>
<p>④</p> 	<p>枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2cm～3cmとします。また、枠内の下部2分の1以内の部分には、荷送人さまの業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項（荷送人さまを示すものに限ります。）を記載することができます。</p>
<p>⑤</p> 	<p>「料金別納」の文字を明瞭に記載する必要があります。 なお、文字が明瞭であれば枠線の外側の大きさに制限はありません。</p>

- ※ 従来のように「料金別納」の文字が「料金別納郵便」となっている場合であっても、荷物のサービス名称を明瞭に表示しているものについては、そのままご利用いただけます。
- ※ 「料金後納」の所定の表示をして調製した封筒等であっても、差出しの際に差出郵便局の承認を受けていただければ、そのまま別納としてご利用いただけます。
- ※ 表示上部の「差出郵便局名」は、荷物を差し出す郵便局名を表示してください。  
(例：銀座郵便局へ差し出す場合→銀座局)
- ※ ⑤による表示の場合、荷物の外装に荷送人さまの氏名及び住所又は居所が明瞭に記載されていない場合は、料金別納表示に隣接した位置に差出郵便局名（「○○局」）を記載してください。
- ※ ⑤による表示の場合で、枠線の表示が困難な場合は、「料金別納」の文字が明瞭に記載されていれば、枠線を省略いただいても構いません。
- ※ ゆうパックにあっては、上記の表示は不要です。

# 後 納

## ○ 特徴

1か月間に差し出された荷物の運賃等を翌月まとめてお支払いただけます。金融機関の預貯金口座からの自動支払ができ、発送作業や経理業務の効率化に貢献。差出条件によっては月間割引制度の適用が受けられ、経費節減を図ることができます。

## ○ ご利用の条件

(1) 毎月次の個数の荷物を差し出します。

区分	差出個数
ゆうパック	10個
重量ゆうパック	(郵便物についても差し出す場合は、50個(郵便物の差出通数を含みます。))
ゴルフゆうパック	
スキーゆうパック	
空港ゆうパック	
点字ゆうパック	
聴覚障害者用ゆうパック	
ゆうパケット	50個(郵便物の差出通数を含みます。)
ゆうメール	
心身障害者用ゆうメール	

(2) 事前に取扱局の承認を受けていただきます(後納とする荷物を差し出そうとする郵便局に書面を提出していただきます。)。

(3) 1か月間に差し出す荷物の運賃等の概算額(郵便物についてもご利用される場合は、郵便物の料金の概算額を含みます。)の2倍以上に相当する額の担保を提供していただくことがあります(※1)。担保は、次のいずれかです。

- ① 現金
- ② 当社が定める有価証券(※2)
- ③ 当社が定める保証(※2)

(※1) 当社が指定した支払期限までに支払われなかった場合は、その支払うべき運賃等及び延滞利息に相当する額を提供していただいた担保により充当することができます。この場合、提供していただいた担保により充当してもなお残額があるときは、その残額を返還します。

(※2) 詳しくは郵便局におたずねください。

(4) 後納利用を開始された後、後納運賃等の額(郵便物についてもご利用される場合は、郵便料金の額を含みます。)の異動に応じて、担保を増減することができます。

(5) ご利用状況によっては、後納の取扱いを停止し、又は後納の承認を取り消すことがあります。

## ○ 担保について

後納料金を過去3年以上遅滞なくお支払いただいた場合など担保が返還(全部又は一部)されることがあります。

## ○ 後納承認を行うことができる郵便局

---

集配郵便局及び支社が指定した郵便局（※）

（※）これらの郵便局以外の郵便局では承認請求の取次ぎは行いますが、承認は行いません。

## ○ 差出方法

---

荷物に差出票と当社が発行するゆうびんビズカードを添えて、後納承認局が差出郵便局として指定した郵便局に差し出していただきます。

※ ゆうパックについては、差出票の提出は要しません。

## ○ 支払期限及び支払方法

---

- (1) 1か月分をまとめて、翌月の末日までに当社の指定する預金口座への振込の方法によりお支払いただきます。
- (2) 事前に後納承認局の承認を受け、後納運賃等（郵便物についてもご利用される場合は、郵便料金を含みます。）を金融機関の預貯金口座からの振替によりお支払いただくこともできます。
- (3) 後納による差出しを廃止したとき又は後納の承認を取り消されたときは、当社の指示に従いその運賃等をお支払いただきます。

## ○ 延滞利息

---

お支払いただくべき運賃等（延滞利息を除きます。）について支払期限日を経過してもなおお支払いだけない場合は、支払期限日の翌日から支払日の日の前日までの日数について、年14.5パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息としてお支払いただきます。ただし、次の場合には、延滞利息のお支払を要しません。

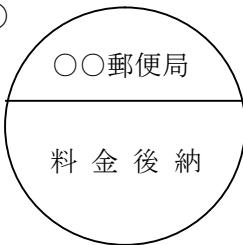
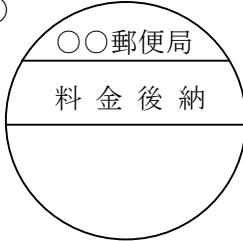
- (1) お支払いただくべき荷物に関する運賃等（郵便物についてもご利用される場合は、郵便に関する料金を含みます。以下「延滞利息」の項目において同じとします。）の合計が、1,000円未満である場合
  - (2) お支払いただくべき荷物に関する運賃等に係る延滞利息の額が100円未満である場合
- なお、延滞利息は、原則として、運賃等をお支払いただく方が延滞利息の計算の対象となる運賃等を支払った直後に支払義務が発生する運賃等と合わせて支払っていただきます。

## ○ 表示方法

荷物の表面左上部（横に長いものにあっては、右上部）に次の表示をしていただきます。

荷物の外装に、荷送人さまの氏名及び住所又は居所を明瞭に記載してあれば、表示中の差出郵便局名は省略できます。

なお、四角形の表示や下部2分の1に荷送人さまの業務を示す広告等を記載した表示も使用することができます。

<p>①</p> 	<p>径は、2cm～3cmとします。</p>
<p>②</p> 	<p>枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2cm～3cmとします。</p>
<p>③</p> 	<p>径は、2cm～3cmとします。また、枠内の下部2分の1以内の部分には、荷送人さまの業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項（荷送人さまを示すものに限ります。）を記載することができます。</p>
<p>④</p> 	<p>枠線の外側の大きさは、縦及び横のそれぞれが2cm～3cmとします。また、枠内の下部2分の1以内の部分には、荷送人さまの業務を示す広告及び装飾のための簡単な模様又はこれに類する事項（荷送人さまを示すものに限ります。）を記載することができます。</p>
<p>⑤</p> 	<p>「料金後納」の文字を明瞭に記載する必要があります。 なお、文字が明瞭であれば枠線の外側の大きさに制限はありません。</p>

※ 従来のように「料金後納」の文字が「料金後納郵便」となっている場合であっても、荷物のサービス名称を明瞭に表示しているものについては、そのままご利用いただけます。

※ 「料金別納」の所定の表示をして調製した封筒等であっても、差出しの際に差出郵便局の承認を受けていただければ、そのまま後納としてご利用いただけます。

※ 表示上部の「差出郵便局名」は、荷物を差し出す郵便局名を表示してください。  
(例：銀座郵便局へ差し出す場合→銀座局)

※ ⑤による表示の場合、荷物の外装に荷送人さまの氏名及び住所又は居所が明瞭に記載されていない場合は、料金後納表示に隣接した位置に差出郵便局名（「○○局」）を記載してください。

※ ⑤による表示の場合で、枠線の表示が困難な場合は、「料金後納」の文字が明瞭に記載されていれば、枠線を省略いただいても構いません。

※ ゆうパックにあっては、上記の表示は不要です。

## ○ 後納の便利なご利用方法（他局差出制度）

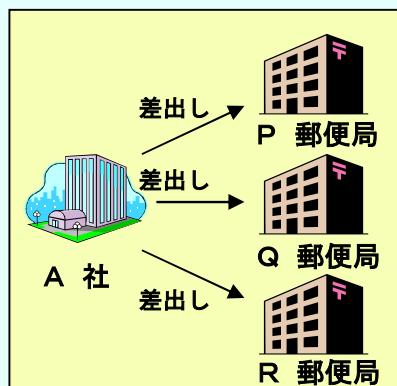
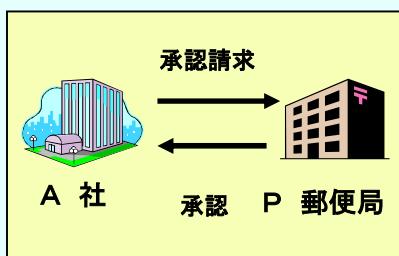
### ○ さまざまな形態で大量の荷物を差し出す企業の事務処理や経理業務の効率化に

複数の郵便局で後納とする荷物を差し出される場合は、1か所の郵便局（特例承認局（※）に限ります。）で後納の承認請求、担保の提供及び運賃等のお支払を一括して行うことができます。

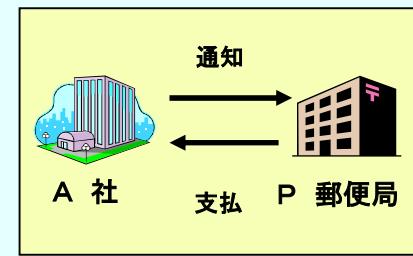
（※）後納の取扱量が大量である郵便局として、支社が指定したものをいいます。

【利用例 1】：A社は、特例承認局であるP郵便局の他局差出承認を受ければ、Q郵便局及びR郵便局にも荷物を後納として差し出すことができます。

#### ■利用形態

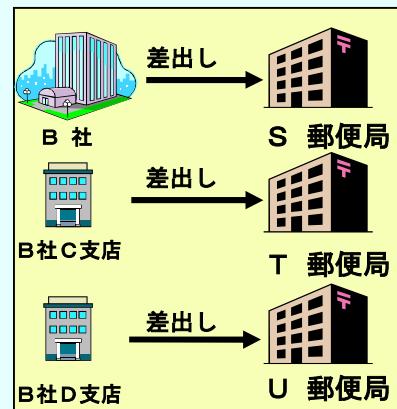
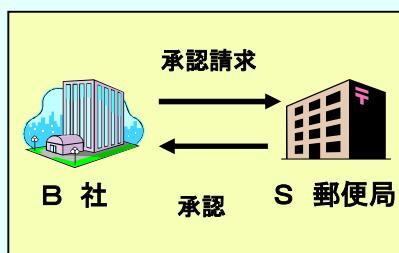


#### ■運賃の支払方法

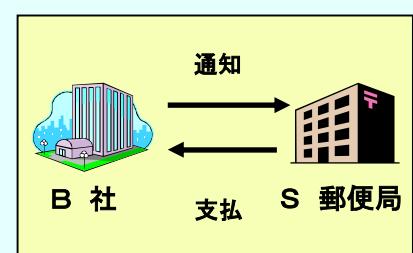


【利用例 2】：B社は、特例承認局であるS郵便局の他局差出承認を受ければ、「B社C支店」の名称でT郵便局に、また、「B社D支店」の名称でU郵便局にも荷物を後納として差し出すことができます。

#### ■利用形態



#### ■運賃の支払方法



# 計器別納

## ○ 特徴

料金計器で荷物に運賃等の支払の表示（印影）をして差し出すことができます。運賃等を社内管理、一括支払できるため、事務・経理業務がスムーズになります。

料金計器の種類によっては、フリースペースに広告等を表示することができます。

## ○ ご利用の条件

- (1) あらかじめ当社が指定した料金計器をご用意ください。
- (2) 料金計器の印影に表示された郵便局に料金計器をお持ちいただき、承認請求書を提出して、取扱局の承認を受けていただきます。
- (3) 荷物の外装の見やすい所に料金計器の印影を明瞭に表示して差し出します。

## ○ 計器別納の承認を行うことができる郵便局

集配郵便局及び支社が指定した郵便局（※）

（※）これらの郵便局以外の郵便局では承認請求の取次ぎは行いますが、承認は行いません。

## ○ 差出方法

- (1) 原則として料金計器の印影に表示された郵便局に差し出していただきます。
- (2) 印影に表示された日に差し出します。ただし、印影の上部に黒色の横線を表示したもの（以下の図を参照）は、印影に表示された日の翌日に差し出すことができます。



## ○ 支払方法

運賃は、予納又は後納とすることができます（※）。

なお、後納の場合は、1か月間に差し出す荷物の運賃等の概算額（郵便物についてもご利用される場合は、郵便物の料金の概算額を含みます。）の2倍以上に相当する額の担保を提供していただくことがあります。後納とする場合の担保や運賃支払方法は一般的の後納と同様ですので、詳しくは【後納】のページをご覧ください。

(※) 次の場合には後納に限られます。

- ・電子計算機連動型料金計器（取扱事業者のデータセンターのコンピュータ管理により使用金額をセットするもの）を使用する場合
- ・同一郵便局名の複数の料金計器を使用する場合

### ●当社が指定した料金計器の販売会社

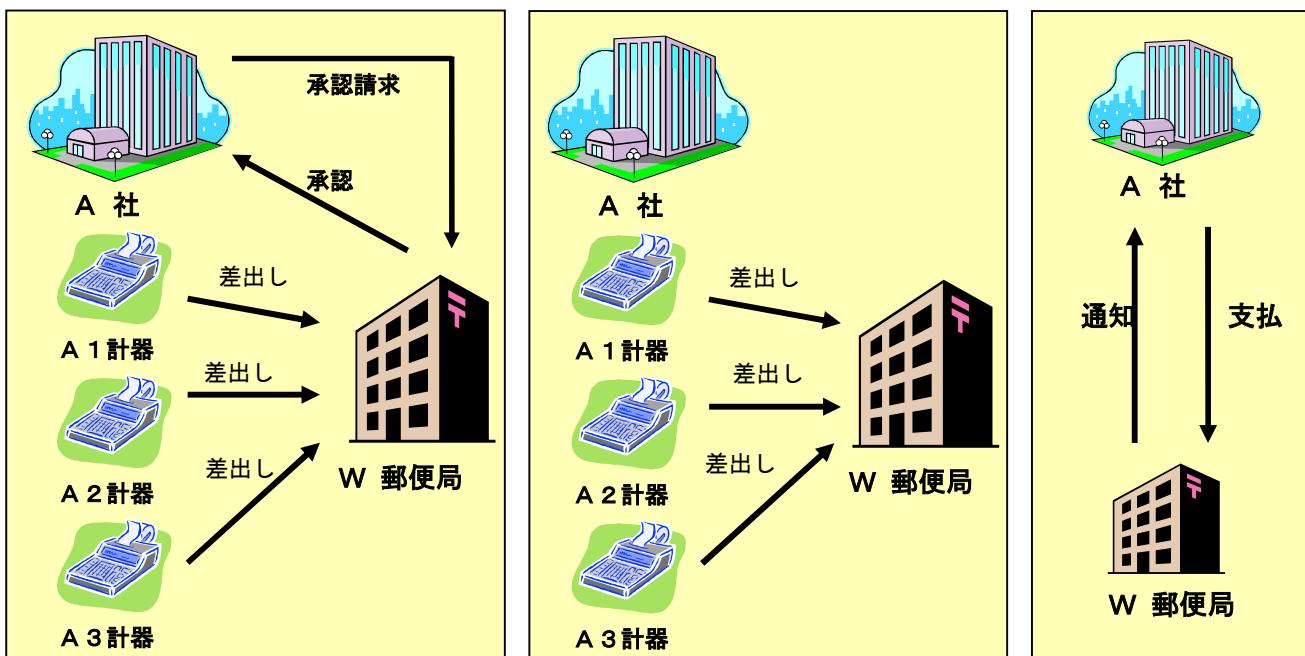
会社名	住所・電話番号
ピツニーボウズ ジャパン（株）	〒140-0001 東京都品川区北品川4-7-35 御殿山トラストタワー12階 Tel. (03) 5657-1201
日本ポスタリア・フランコチップ（株）	〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-1 長田屋ビル Tel. (03) 3351-2271
クアディエント ジャパン（株）	〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-7-1 ミツワ小川町ビル6F Tel. (03) 5577-6483

### ○ 便利なサービス

#### (1) 同一の郵便局名を表示する複数の料金計器を所持し、その郵便局に荷物を差し出す場合

一括して承認請求を行うことにより、複数の料金計器について料金計器別納の取扱承認を受けることができます。また、担保の提供及び運賃等のお支払も一括して行うことができます。

利用例：A社はW郵便局名を表示するA 1、A 2、A 3の三つの料金計器について、料金計器別納の取扱承認請求をW郵便局に一括して行うことができます。

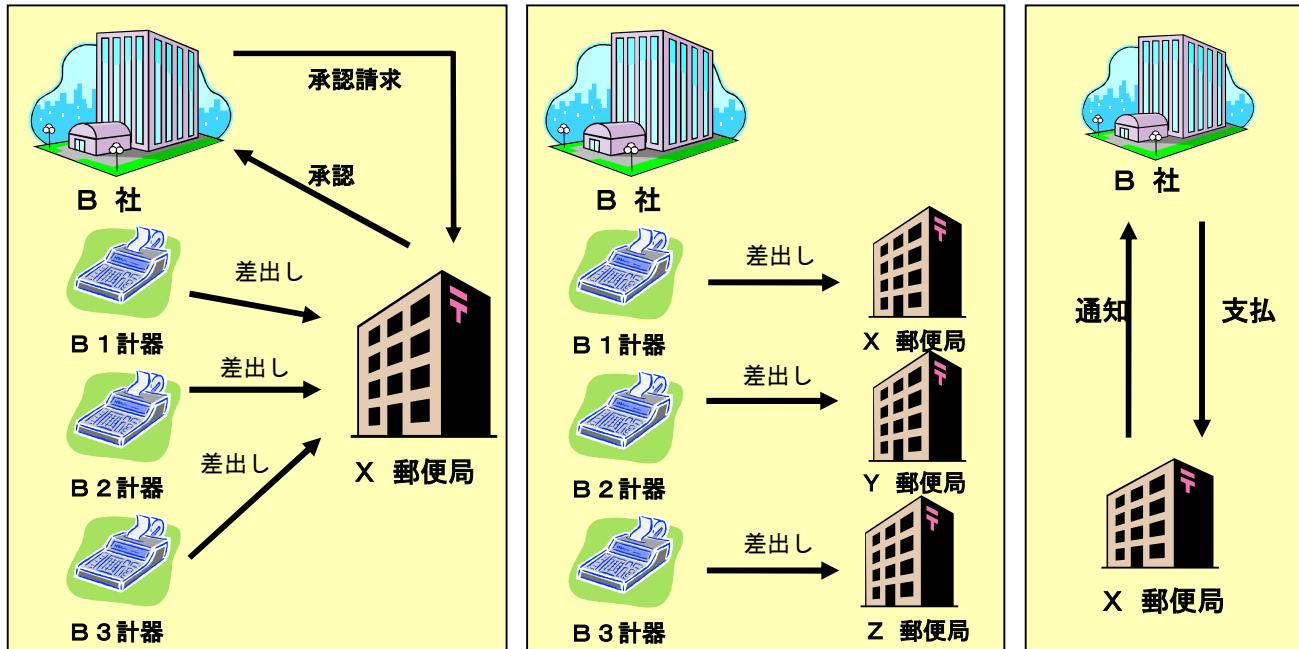


## (2) 異なる郵便局名を表示する複数の料金計器を所持し、複数の郵便局に荷物を差し出す場合

計器別納特例取扱局（※）の1局に承認請求を行うことで、異なる郵便局名を表示する料金計器についても承認を受けることができます。また、この承認を受けた場合は、担保の提供及び運賃のお支払も一括して行うことができます。

（※）計器別納の取扱量が大量である郵便局として、支社が指定したものをおいいます。

利用例：B社はX郵便局名を表示するB1料金計器、Y郵便局名を表示するB2料金計器、Z郵便局名を表示するB3料金計器の承認請求を料金計器別納特例取扱局であるX郵便局に一括して行うことができます。



# 荷物の配達等

## ○ 通常の配達

全国各地（一部離島や山間地を除きます。）に翌日又は翌々日（ゆうメールについては、翌々日又は3日後）にお届けします。

ゆうパックについては、原則として、荷受人さまに対面で荷物を引き渡した上、受領印又はご署名をいただきます。

ゆうパケット及びゆうメールについては、原則として、外装に表示された住所又は居所の郵便受箱等に荷物を配達します。

## ○ 荷受人さま不在時の配達

荷受人さま不在その他の事由によって配達できなかった荷物は、荷物の配達を受け持つ郵便局又は別に指定した郵便局の窓口において交付するほか、荷受人さまのお申出により、次の方法により交付し、又は配達します。

- (1) 荷受人さまが指定した郵便局の窓口において交付
- (2) その荷物の配達を受け持つ郵便局が指定した設備であって、荷受人さまが指定したものにおいて当社が指定する方法により荷受人さまに交付
- (3) 配達郵便局の配達区域内又はあて所の最寄りの場所において荷受人さまが指定した代人に配達
- (4) 荷受人さまの勤務場所に配達
- (5) 荷受人さまが指定した場所であって、配達郵便局が適当と認めたものに配達

なお、荷送人さまから(1)から(5)までのお申出がない場合であって、荷送人さまが荷物の外装に記載することにより指定した場所であって、配達郵便局が適当と認めたものに配達することができます。

## ○ 荷受人さま以外への配達

次の方法により交付又は配達した荷物は、荷受人さまに対して配達したものとみなします。

- (1) 配達先が住宅の場合は、その配達先における同居者又はこれに準ずる者に配達した場合
- (2) 同一建物内又は同一構内にある荷受人さまにあてた荷物を、その建物又は構内の管理者の事務所又は受付に配達した場合
- (3) 荷受人さまの隣人（荷受人さまが集合住宅に居住する場合は、その管理人を含みます。）に配達をした場合（ゆうパックのみ）（※1）
- (4) 安全な管理及び保管が可能である宅配ボックスに配達した場合（※2）
- (5) 荷受人さまの氏名が2名以上記載されている荷物を、そのうちの1名に交付又は配達した場合  
(※1) 荷受人さまの隣人が承諾をした場合に限ります。  
(※2) 荷受人さまに宅配ボックスに荷物を入れた旨を書面によって通知します。

## ○ 荷受人さまからのお申出による配達日時等の変更

---

荷受人さまから、当社所定の方法により依頼されたときは、ゆうパックの配達日時及び配達先を変更して引き渡すことがあります。

## ○ 転居先への転送サービス

---

お引越しの際には、郵便局に転居届を出しておくだけで、1年間、旧住所あての荷物を新住所に無料で転送します（外装の見やすい所に「転送不要」の文字等を明瞭に記載した荷物については、この限りではありません。）。

また、郵便局では、お客様の大切な荷物を確実にお届けするため、転居届の提出の際に、ご本人であることの確認をさせていただきます。転居される際には、お早目に郵便局（できるだけ旧住所の最寄りの郵便局）の窓口にお越しの上、手続を行ってください。

## ○ 留置

---

(1) 留置の表示のある荷物は、その荷物の配達を受け持つ郵便局（外装に郵便局の表示があるときは、その表示された郵便局）に留め置き、荷受人さまの来局を待って交付します。

※ 保冷ゆうパックは、上記の郵便局以外の郵便局で留め置くことがあります。

(2) 留置期間は、荷物が配達郵便局に到着した日から10日間とします。ただし、交通が不便であるため荷受人さまが10日以内に来局できない地域にあてたものにあっては、留置期間を2か月まで延長することがあります。

(3) 荷受人さまは、その荷物の交付前に限り、その荷物の転送又は配達を請求することができます。ただし、転送の請求は1回に限らせていただきます。

## ○ 不在による荷物の留置期間

---

最初の配達の日又は不在となる期間の満了の日から7日間（荷受人さまが留置期間の延長を申し出たものは、最初の配達の日から10日）は郵便局で荷物を留め置きます。

※ 荷受人さまが不在届を提出している場合は、最長で30日間留め置きます。

## ○ 郵便私書箱への配達

---

(1) 郵便私書箱番号を肩書した荷物は、その郵便私書箱に配達します。ただし、書留等のお取扱いをするものやゆうパック等受領印等をいただく荷物及び郵便私書箱に入らない荷物は、別に保管し、その旨を郵便私書箱の使用者に通知した上、窓口で交付します。

(2) 郵便私書箱番号を肩書しない荷物であっても、郵便私書箱の使用者にあて、又は使用者を肩書したものは、郵便私書箱に配達することができます。

※ 郵便私書箱のご利用条件につきましては、郵便局におたずねください。

## ○ 交通困難地にあてた荷物の交付

---

特に交通困難であるため配達することができない地域として当社が定める地域にあてた荷物は、その地域にあてた荷物の交付事務を取り扱う郵便局に原則として、2か月間留め置き、荷受人さまの来局を待って交付します。

## ○ 非常災害時の取扱い

---

天災その他の非常災害のため一定期間内通常の方法により荷物を配達することができない地域にあてた荷物は、その荷物の配達を受け持つ郵便局又はその郵便局が指定する郵便局にその期間（当社が特に必要があると認めるときは、当社が定める期間）留め置き、荷受人さまの来局を待って交付します。

## ○ 同時配達の取扱い

---

荷物と同時に差し出された1通の第一種郵便物（定形外郵便物を除きます。）であって、次の条件を満たすものは、その荷物と同時に配達又は交付します。

- (1) あて名が荷物のあて名と同一であること。
- (2) 荷物の表面にその裏面を密着させて、送達中荷物から離れないこと。
- (3) 重量が50g（郵便書簡の場合は25g）を超えないこと。
- (4) 外装の見やすい所に「同時配達」の文字を明瞭に記載してあること。

## ○ 危害を与える動物により配達が困難な場合

---

咬癖のある犬などを飼育し、又はその活動を放置しているために荷物の配達が困難な場合において、その危険を防止する措置が講ぜられないときは、荷物の配達を行わない場合があります。その際には、荷物を郵便局に留め置き、荷受人さまの来局を待って交付します。

# 損害賠償

## ○ セキュリティサービスとしないゆうパックの損害賠償（毀損・滅失）

- (1) ゆうパックの一部又は全部を毀損・滅失した場合は、30万円を限度とする実損額を賠償します。
- (2) ゆうパックの損害が以下に掲げる事由により生じた場合は、その損害を賠償しません。
- ① 荷物の欠陥、自然の消耗
  - ② 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
  - ③ 同盟怠業、同盟罷業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
  - ④ 不可抗力による火災
  - ⑤ 予見できない異常な交通障害
  - ⑥ 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
  - ⑦ 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
  - ⑧ 荷送人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他荷送人又は荷受人の故意又は過失
- ※ ①～⑧までの免責事由は遅延による損害に対しても適用します。

## ○ セキュリティサービスとしないゆうパックの損害賠償（遅延）

ゆうパックの遅延が生じた場合は、遅延により生じた財産上の損害を運賃等を限度として賠償します。

※ ゆうパックの遅延とは、不在連絡票による通知が引渡予定日の翌日までに行われたときを除き、ゆうパックの引渡しが引渡予定日の翌日までに行われなかった場合をいいます。

## ○ ゴルフ・スキー・空港ゆうパックの遅延損害賠償

ゴルフ・スキー・空港ゆうパックの引渡しが引渡予定日までにできなかった場合は、その荷物を使用できなかったことにより生じた財産上の損害を30万円を限度として賠償します。

## ○ セキュリティサービスとするゆうパックの損害賠償

荷物の内容品の額を超えない額であって、50万円を上限とする金額を賠償します。

## ○ ゆうパケットの損害賠償

毀損又は滅失に限り、その運賃を支払った方からの請求により、運賃を賠償（返金）します。

付加サービス等の不取扱いについては、その料金等を支払った方からの請求により、その料金等相当額を返金します。

免責事由はゆうパックと同様です。

## ○ 書留としないゆうメール・心身障害者用ゆうメールの損害賠償

毀損又は滅失に限り、その運賃を支払った方からの請求により、運賃を賠償（返金）します。  
付加サービス等の不取扱いについては、その料金等を支払った方からの請求により、その料金等相当額を返金します。  
免責事由はゆうパックと同様です。

## ○ 書留とするゆうメール・心身障害者用ゆうメールの損害賠償

一般書留とするゆうメール・心身障害者用ゆうメールについては、荷物の内容品の時価を超えない額であって500万円を上限とする金額を賠償します。ただし、損害要償額のお申出がなかった場合は10万円を限度とします。

また、簡易書留とするゆうメール・心身障害者用ゆうメールについては、荷物の内容品の時価を超えない額であって5万円を上限とする金額を賠償します。

## ○ 代金引換とした荷物の損害賠償

引換金をいただかないで代金引換とした荷物を荷受人さまに交付したときは、その引換金額を賠償します。

## ○ 運賃等の返還

次に掲げる事由が生じた場合は、【ゆうパック】の(3)については、当社から損害賠償をする旨の通知を受けた日から6か月間、それ以外は、運賃及び料金等を支払った日から1年間に限り、運賃及び料金等を返還します。

### 【ゆうパック】

- (1) 過払の運賃等
- (2) 付加サービスとするゆうパックについて、不可抗力による場合を除き、当社がその取扱いをしなかった場合又はその取扱いをしないのと同様の結果を生じた場合における付加サービスの料金
- (3) 当社が損害賠償をしなければならない場合におけるその荷物の運賃及び料金（セキュリティサービス料金を除きます。）
- (4) あて名が詳細かつ明確に記載されている荷物を荷送人に返還した場合であって、当社の責めに帰すべき事由があるときにおけるその荷物の運賃
- (5) ゴルフ等ゆうパックの往復扱いの復路利用のキャンセルが発生した場合におけるそのゆうパックの運賃

### 【ゆうパケット、ゆうメール及び心身障害者用ゆうメール】

- (1) 過払の運賃等
- (2) あて名が詳細かつ明確に記載されている荷物を荷送人に返還した場合であって、当社の責めに帰すべき事由があるときにおけるその荷物の運賃

## ○ 損害賠償後の荷物の発見

損害賠償をした後、その荷物の全部又は一部を発見したときは、その旨を賠償金受領者に通知します。この場合において、賠償金受領者は、その通知を受けた日から3か月以内に、次に掲げる金額を支払って、その荷物の交付を請求することができます。

区別	支払金額
1 内容品に損害が生じていないもの	賠償金の全額に相当する金額
2 内容品に損害が生じているもの	その内容品に対し賠償すべき金額を賠償金から差し引いた額に相当する金額